

地方議会の党派構成・党派連合

——国政レベルの対立軸か，地方政治レベルの対立軸か——

辻 陽

はじめに

一 分析方法と分析対象

1. 分析方法
2. 分析対象

二 分析

1. 通時的分析（大阪府議会，1971年4月～1995年4月）
2. 共時的分析（滋賀県議会，京都府議会，大阪府議会，兵庫県議会，奈良県議会，和歌山県議会，1995年4月～1999年4月）

おわりに

付表

はじめに

これまで日本の地方レベルにおける「政治」的状况は，研究者によって論じられることがほとんどなかったといってよい。つまり，各地方自治体の住民や首長，あるいは議会において，どのような党派化がなされており，そのことが，その自治体における政治的決定に対してどのような含意をもつかについては，あまり明らかにされてこなかった⁽¹⁾。それゆえ，地方レベルにおける「政治」が国レベルにおける「政治」にどのように影響し，あるいは影響されているかについても，検討の対象とはされてこなかったのである⁽²⁾。このことは，日本の政治学が，日本の地方政治そのものの理

解、そして日本政治の理解のための重要な視点を欠いていたことを意味する。

そこで本稿では、この間隙を埋めるため、日本の地方議会に焦点を当て、その党派性と政治的結果との関係を見ることとしたい。もちろん、一口に地方レベルにおける「政治」状況といっても、そこには様々な側面を看取することができる。たとえば、どのような政党がその地方の首長を推薦しているのかというエリートレベルの研究から、研究対象とする地域の住民の政治意識はどうかというマスレベルの研究まで、これらのどの研究もその地方における「政治」状況を知る一つの手段となりうる。しかし、当該地方における政治状況は、首長一人だけで決まるものではないし、他方で住民そのものの意思が即自治体における政治的決定状況を示唆するわけではない。選挙を通じて住民の意向を受けた首長や自治体議会議員が、首長の裁量であるいは地方議会での審議を通して政治的決定を行うという流れが、自治体レベルで通常見られる政治過程だからである⁽³⁾。このように考えると、地方自治体の首長の党派性だけでなく、地方議会の党派性もまた、そこでなされる政治的決定の命運に対して大きな影響を及ぼしている可能性があるといえよう。たとえば予算を執行するためには、地方議会による可決が必要となるが、どのような予算編成となるか（たとえば、公共事業重視の予算編成となるか、あるいは社会保障重視の予算編成となるか）は、首長及び地方議会の党派性（あるいは利益・イデオロギー）に大きく左右されると考えられる。このように、地方議会における会派構成を無視して、地方レベルにおける政治状況や政治的意思決定を語ることはできないと筆者は考えるのである⁽⁴⁾。

具体的な分析手順は次章に記すが、筆者がここで明らかにするのは、日本の地方議会において、どのような会派構成がみられ、そしてどのような会派間の連合が組みられているのか、そしてどのような要因がそのような会

派構成や会派連合を規定しているのか、である。本稿では、準拠点を国レベルの政治状況に置き、それと地方政治の党派性並びに地方政治における政治的決定の結果とを比較することによって、地方政治の有する独自性、言い換えれば地方政治の国政からの独立性を明らかにしていきたい。

予め結論を述べておけば、次の三点になる。第一に、日本の地方議会においては、国レベルの政党に沿った会派が形成されているものの、(少なくとも本稿の分析対象である1999年までは)概して国レベルの政党の離合集散には影響されにくい。第二に、国レベルの与野党関係よりは、地方レベルにおける首長与党対野党という対立関係が重要となる。そして第三に、このような会派構成や会派連合のあり方は、地方制度における首長と議会との二元的代表制ともいうべき制度に規定されている部分がある、ということである。

以下、一で、本稿で採用した具体的な分析手法と分析対象を紹介する。二では詳細な分析結果を述べ、最後に本稿の主張と意義を論じたい。

一 分析方法と分析対象

1. 分析方法

では、どのようにして地方における政治状況を明らかにし、国レベルの政治状況と対比するのか。ここでは、この課題に答えることとしたい。

まず最初に取り上げるべきデータは、地方議会における党派構成を示すデータである。曾我謙悟と待鳥聡史は、非常に手のかかる調査を行い、地方政治研究にとって画期的なデータを開発した⁶⁾。筆者もこれを利用し、さらには議会の議事録や新聞から集めた資料をもとに、地方議会における党派構成を記述したい。

続いて、地方議会において、どのような会派連合が組まれているのかを

検討する。地方における会派連合ということばから真っ先に思いつくのは、首長をどのような会派（連合）が支持しているのかということであろう。ただ、地方議会における首長支持率の高低と首長提出議案の議決状況との関係については、既に拙稿で発表している^⑥。そこで、本稿では、地方議会において審議する意見書案や決議案の提出者会派連合について検討したい。

地方自治法は、第99条において、地方議会が意見書の提出権を有することを述べている。この意見書の提出権とは、議会が、当該地方公共団体の公益に関する事件について、地方公共団体の機関としての議会の意思を表明する権利を指す。ただ、「当該地方公共団体の公益に関する」という条件が設けられているとはいうものの、消費税の導入の是非をめぐる意見書のように、意見書の多くは広く国政においても関心を共有する内容を持つものである。これと同様に、地方議会は、法律上に規定はないものの、決議として、議会の意思を決定し、政治性を帯びたメッセージをその自治体内外に発信することができる。このように、意見書案や決議案の議決もまた、当該自治体の政治的意思決定の一手段として非常に重要な位置を占めていると考えられる。それゆえ、本稿では、意見書案及び決議案の提出者として名前を記載されている人々がどのような会派に属し、そしてそこから発見されるのはどのような会派連合なのかを、これもやはり議会の議事録などから得た議会資料を用いて明らかにしたい。

その上で、これらの会派構成や、意見書案・決議案をめぐる会派連合の規定因を探っていきたい。本稿が参照するのは、これから述べる二つの枠組みである。その一つは、国政における会派構成や会派連合である。国政における会派構成や、与党・野党といった会派連合の枠組みが、地方議会における会派構成や会派連合と連動している可能性は、かねてから先行研究にて指摘されている。レイヴァーは、地方レベルの政治と国レベルの政

治とをつなげるリンケージの一つとして、地方及び国レベルにおける政党の連合戦略を挙げた⁽⁷⁾。また、ダウنزは、地方レベルにおける政党連合が国レベルにおける政党連合と異なる可能性があるとして述べた上で、その原因についての検討を行うことが必要だと述べた⁽⁸⁾。そこで、地方議会における会派構成の変動が、国会における会派変動と連動しているか否かについて検証してみたい。

地方議会における会派構成や会派連合を規定すると考えられるもう一つの枠組みは、その地方における首長与党と首長野党という枠組みである。自治体レベルにおいては、たとえば革新系会派以外の保守・中道各派が首長を支持している相乗り首長などのように、国政における与党・野党とは異なる枠組みで、自治体の政治を動かしている例がよく確認される。そこで、自治体における首長与党・首長野党といった枠組みが、自治体議会における会派構成や（意見書案や決議案の）会派連合に影響を及ぼしている可能性についても、検討を加えたい。

2. 分析対象

さて、筆者が分析対象に選んだのは、近畿二府四県の都道府県議会である。都道府県議会を選んだことには理由がある。それは、自治体規模が小さくなるほど、つまり市議会、そして町村議会になるほど、無所属議員が増加し⁽⁹⁾、地方議会の会派構成を知るという本稿の目的を達することが難しくなるためである。近畿二府四県を分析対象とした理由は、一つには、都市的基盤を中心とする大阪府、それに準ずる兵庫県や京都府と、農村的基盤を中心とする滋賀県、奈良県、和歌山県との間で比較が可能になることである。もう一つの理由は、新党さきがけ勢力の強かった滋賀県、比較的共産党が強い京都府、同じく公明党が強い大阪府など、それぞれ各県ごとに異なる党派化のされ方が予想されることにある。このように、特徴の

違いをそれぞれ有する各県を取り込むことで、筆者の主張の一般性を高めようとする狙いがある。

さて、分析対象を選定した上で、党派構成の変化が大きく見られるであろう統一地方選ごとに期間を区切り、党派構成の状況を見ることとする。まずは通時的比較を行うため、大阪府の1971年4月から1995年4月にかけての会派構成の状況を、知事の任期ごとに比較する⁽¹⁰⁾。つまり、黒田了一府政期(1971～1979年)、岸昌府政期(1979～1991年)、そして、中川和雄府政期(1991～1995年)の六期について、党派構成の変化を見る。次いで、共時的比較を行うため、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の1995年府県議会議員選挙以降四年間の会派構成の状況について明らかにする⁽¹¹⁾。

では、次章において、各府県の党派構成と意見書案・決議案における党派連合の状況を見ることとしよう。

二 分 析

本稿の目的は、地方議会における党派構成と党派連合のあり方を素描することにある。では、具体的には、どのような党派構成や党派連合のあり方が各府県議会で見られたのか、概観しておこう。

表1は、各都道府県議会における知事与党と会派勢力変動を表したものである。首長と議会とをそれぞれ直接住民が選挙によって選出する二元的代表制をとる地方の政治機構において、議会のどの会派が首長の与党になっているかは重要な意味合いを持つと考えられる⁽¹²⁾。それゆえ、会派勢力に併せて知事与党についても記載しておいた。表1からは、基本的に統一地方選挙によって会派勢力が大きく変動していることがわかる。それ以外の動きについては、後の分析でみることとしよう。

表2は、各府県議会に提出された意見書案と決議案の提出党派連合と可否状況を示したものである。奈良県を除いて、意見書案や決議案を提出した人の属する党派と、議決状況に関係があったことは、この表からもわかるだろう。つまり、多くの党派（実質的にはすべての党派）が賛成して提出した意見書案や決議案については、全会一致で可決されるものの、そうでない場合には、賛成多数で可決されるか、さもなければ否決されてしまうのである。

この点をより具体的に見ようと思い、表2の枠で囲んだ部分、すなわち全会一致をみなかった意見書案や決議案の提出党派連合とその内容、そして、議決結果を表にしたのが、表3である。ここで触れた意見書案と決議案については、その地方に単独に関わるものと、そうでないものとに区別しておいた。この表から、地方議会においてどのような議題についてどのような党派連合や党派間の対立が現れたかがわかるだろう。特に、表3の中で枠で囲んだものは、一つの同じ議題に関して、党派間で異なる意見書案あるいは決議案を提出し、それを議会において対決させたという意味で、対決型意見書案・決議案といえることができる。これらの対決型意見書案・決議案の党派連合からも、興味深い内容が浮かび上がってきたので、以下の叙述部分で具体的に説明したい。

1. 通時的分析（大阪府議会，1971年4月～1995年4月）

ここでは、大阪府議会の24年間を対象として、その間の府議会における党派構成の変動、意見書案や決議案における党派連合の状況、そして意見書案・決議案の議決の可否について、年代を追って見ることにする。1995年から1999年までの4年間の大阪府議会における党派構成の状況については、次節で他府県との比較において述べることにする。

とりあえず、大阪府における党派構成を見る前に、政治的な時代背景と

して重要と思われる、1971年から95年までの国政レベルにおける会派構成について述べておこう。周知の通り、1993年の細川護熙内閣樹立まで、日本の国レベルの政治においては、いわゆる「1955年体制」が続いた。1955年体制のもと、自由民主党が単独政権を維持し続ける一方、日本社会党の国会議席数は自民党の有する議席の半数前後で推移した。しかし、1970年代以降、多党化が顕著になり、公明党や共産党といった政党も有意政党となった。確かに、この間新自由クラブや社会市民連合（のちの社会民主連合）といった会派も結成されたこともあったが、国政においては、自民、社会、公明、民社、共産の五党が中心的な部分を占めたといってもよい。

では、このような国政の流れの中で、大阪府議会における党派構成の状況や、意見書案と決議案の提出党派連合がどのようなであったのかを、みることにしよう。

(1) 黒田府政期での大阪府議会（1971年4月～1979年4月）

1971年4月の統一地方選においては、知事選で革新支持候補の黒田了一が当選した。他方、府議会議員選挙では、知事野党の自民党が38議席、民社党が17議席、公明党が11議席をそれぞれ獲得し、それだけで議会過半数を支配した⁽³⁾。なお、黒田知事一期目に知事与党であった社会党は23議席で議会第二党の地位を確保したが、共産党の14議席と合わせても、大阪府議会のほぼ3分の1しか占めなかった。その4年後の1975年4月の統一地方選では自民党は前回とほぼ同じ39議席、公明党が議席数を伸ばして19議席と議会第二党に躍進、知事野党に回った社会党が知事与党時の対応を批判されてか後退して16議席、民社党が同じく6減の11議席となったが、府民クラブの10議席と合わせて、議会の八割以上を知事野党が占めた。この選挙以外の会派構成の変動は、ほとんど見られなかった⁽⁴⁾。つまり、黒田府政期は、二期とも「分割政府」、すなわち執政部（首長）を支持する党

派と議会の多数派とが異なる状態に置かれたのである。なお、国会では単独過半数を占めてきた自民党が、大阪府議会では三割強程度の議席しか保持できなかったことを注記しておきたい。

それでは、意見書案と決議案の提出党派連合に視点を移そう。表2からわかるように、1971年4月から1979年4月までの間に議会に提出された220件の意見書案及び決議案のうち179件は各党派間で合意が得られ全会一致で採択されたものの、それ以外の41件では全会派の一致が得られなかった⁽⁴⁾。この全会一致を得られなかった議案の中で最も多く見られるパターンは、国政与党自民党に対して対決姿勢を示した、自民党以外の各政党・党派が連名で府議会に提出した意見書案並びに決議案である(28件)。実は、これらの意見書案や決議案のほとんどは、表3からわかるように、国政に関係することを議題として挙げている。つまり、国政における与党自民党対野党各党という対立の構図が、そのまま大阪府議会にももたらされたといえそうである。さらにおもしろいことに、大阪府議会では、国会における党派状況と異なり、自民党が過半数の議席を占められなかったことが、議決結果にも影響を及ぼしている。すなわち、大阪府議会では、国政野党各党が連合して提出した意見書案・決議案が可決されているのである。

他方で、共産党を除いた全会派で提出した意見書案や決議案が7件存在し、共産党がそれに対抗して提出した議案は4件ある。このうち、対決型決議案、すなわち同じ議題について非共産の各党派と共産党派とが別々に決議案を提出した例が3組存在するのである。しかも、そのうちの2組が、国政レベルでの議論が必要となる議題を取り上げているのである。つまり、このことは、各党派が、国政で課題となっている議題について、国政における与党対野党の枠組みよりもその地方における首長与党対首長野党の枠組みの方をより重視して、行動をとることがあると示唆しているの

である。言い換えれば、地方議会における会派連合間対立の軸が、たとえ国政に関する議題についてであっても、その地方の政治状況に規定されるところがある、といえるのではなかろうか。

ところで、1970年代末、国政において新自由クラブが自民党から分裂して成立したのをきっかけとして、大阪府議会でも会派「新自由クラブ」が結成された。しかしながら、会派に属するのはたった1名に過ぎなかった。また、国政レベルでは社会市民連合（社会民主連合）が成立したが、大阪府議会でそのような会派ができることもなかった。このことは、国政における会派分裂は、少なくとも大阪府議会にはあまり影響を与えなかったということができよう⁴⁶。

では、黒田知事任期中の議会各会派の動きについてまとめておこう。自民党が単独過半数を占めないという大阪府議会の特徴は、意見書案や決議案の提出会派連合とその成立を大きく規定するものとなった。その現れが自民党以外の各会派が合同して提出した意見書案や決議案であり、これらの意見書・決議が採択されることによって、大阪府議会は国政の決定に反旗を翻す意思表示を行うこととなった。また、意見書案・決議案の採択状況では、共産党と共産党以外の政党との間に対立が生まれるパターンも見られた。このように、黒田知事任期中の議会会派對立は、「自民対非自民」という国政上の対立と「共産対非共産」という二つの対立に彩られたものとなった。

このように、国政における「与党自民党対野党各党」と、大阪府における「与党共産党対野党非共産各会派」の二つの対立パターンが、この時期の大阪府議会の意見書案及び決議案をめぐる会派連合とその成否を規定していたということができよう。

(2) 岸知事任期下の大阪府議会（1979年4月～1991年4月）

1979年4月の統一地方選においては、現職の黒田が敗れ、自民、社会、公明、民社などの共産党以外の各政党に支持された岸昌が当選を果たした。他方、府議会議員選挙においては、自民党が前回選挙と同じ39議席、公明党も前回と同じ19議席、社会党も前回とほぼ同じ15議席、民社党が10議席、府民クラブが2減の9議席と、ほぼ前回と変わりがなかった。今回の選挙で知事野党に回った共産党も2増の19議席で、改選前とほとんど差はなかった。このように1979年の統一地方選挙では、知事選では大きな変化があったものの、府議会議員選では、数の上で全くといっていいほど、変化はなかった。

しかし、1983年4月の統一地方選挙では、知事選では共産党以外の各政党の支援を受けた岸昌が当選するという無風状態であったのに対して、府議会議員選ではかなりの議席変動がみられる。公明党がさらに勢力を伸ばして26議席を占めた一方で、共産党が9議席に大きく後退するという変化が生まれたのである。この変化の傾向は、1987年4月の統一地方選にも受け継がれた。改選前議会第二党を占めていた公明党に対抗するため、改選後の初議会で社会党と民社党そして会派「府民クラブ」が合体し、「社会・民社・府民連合」を結成したのである。この会派は自民党（39議席）に次ぐ大会派（30議席）の地位を占めた。この頃国政上では既に、「社公民路線」から「自公民路線」に軸は移っており、社会党と民社党が同一会派を組むほどの関係になかったことを考えれば、このことは非常に興味深い内容であると思われる。

さて、このような会派変動は、意見書や決議案の提出党派連合や採択状況に影響を与えたのであろうか。まず最初にこの期間中議会に提出された意見書並びに決議について見てみよう。表2からわかるように、1979年4月からの4年間に及ぶ岸府政第一期で64件、1983年4月からの岸府政第二

期で47件、1987年4月から1991年4月までの岸府政第三期で72件、三期合計すると183件の意見書案・決議案が提出された。これは、黒田府政における意見書案及び決議案の数よりずっと少なくなっている。というのは、知事与党が議会多数派を占めたため、そもそも知事に対する問責決議案などが可決される見込みも存在しなかったし、知事野党の共産党が問責決議案や不信任決議案を提出しなかったからではないかと思われる。

次に、意見書案・決議案の提出会派連合とその可否についてである。岸府政第一期では40件、第二期では29件、第三期では40件の合計109件が全会一致で採択された。では、それ以外の74件については、どのような会派連合のパターンがみられたであろうか。最も多い提出会派連合パターンは、共産党を除いた会派、すなわち自民党や社会党などが提出会派連合を組むパターンで21件に上っている。そのうち、同じ議題を問題として共産党が対案を提出するという対立型意見書案・決議案は全部で15組にも上る。これらの意見書案や決議案が議題としたものは、表3からわかるように、「非共産」案と共産案とに分かれた事例は、国政・外交上の問題から大阪府のみに関わる問題まで多岐に渡る。すなわち、前の時期と同じく、国政レベルでの議題に対しても、大阪府の政治的な事情、すなわち「知事与党対野党」という枠組みが強く効いていることがわかるのである。

この「共産党対非共産各会派」に次いで良く見られる対立パターンが、「国政与党自民党対非自民各党」というものである⁽⁷⁾。当然のことながら、これらの意見書は全て自民党以外の賛成多数で可決された。黒田府政下では単独で意見書案や決議案を提出しなかった自民党であるが、岸府政になると、自民党が単独で7件の意見書案・決議案を提出するなど、多少の変化が見受けられる。自民党以外の会派が連合で提出した意見書案と決議案は合わせて13件存在する。このうち、対決型意見書案・決議案となったのは8組存在し、そのすべてが国政に関わるものであった。つまり、これら

の意見書案や決議案の議決については、国政レベルにおける「与党自民党対野党各党」という対立が、そのまま大阪府議会にもたらされたといっ
よいであろう。

この他、公明党や社会党が単独で意見書案や決議案を提出し、場合によ
ってはそれが採択されるというケースも見られた。例えば、平成2年9
月議会に提出された「国民健康保健制度改正に関する意見書」や「私学助
成の強化に関する意見書」は、公明党議員の単独提案にも関わらず採択さ
れた。また、社会党単独提出による「アパルトヘイト早期廃絶に関する決
議」や「『ゆとり創造都市・大阪』宣言に関する決議」も、他党・他会派
の賛同を得て可決された。これらの事例は、自民党や共産党以外の各政党
も、時によっては単独行動を起こすことがあることを示すものである。

では、岸知事任期中の議会会派活動について簡単にまとめておこう。選
挙毎に各会派の勢力に大きな変化は見られたものの、議会各会派の改選状
況は知事選挙の結果に左右されたものではなかった。意見書案や決議案の
提出会派連合は、府知事との関係に規定される「共産対非共産」のパター
ンと、国政における与野党の関係に規定される「自民対非自民」のパター
ンに大別された。その中で、社会党や公明党といった非自民・非共産の政
党が、これら二つのパターンに意見が割れたときや、あるいは単独で意見
書案や決議案を提出するときに、その議案の成否に大きく影響を与えたこ
とが明らかになった。

(3) 中川知事任期下の大阪府議会（1991年4月～1995年4月）

1991年以降の大阪府議会における会派活動、意見書案や決議案の議決状
況を見る際には注意を要する。というのも、先述のとおり、1993年6月、
一連の政治改革にまつわる法案の採決をめぐる自民党から新党さきがけ
と新生党が分裂し、「1955年体制」が始まって以来初めて、非自民八党派

連立政権である細川護熙政権が誕生したためである。この細川政権のうち、新生党、日本新党、民社党、自由党などが与党となった1994年4月成立の羽田内閣、そして自民、社会、さきがけの3党が支えた同年6月成立の村山富市政権へと、日本政治は、与野党がめまぐるしく入れ替わる政界再編の時期に入った。この間、非自民連立政権成立前には、日本新党、新党さきがけ、新生党が結成され、1994年12月には、新進党が成立している。では、国政レベルで政界再編の波が渦巻いたこのとき、地方議会においてもそのような新党に基礎をおく新党派設立の波が訪れたのか。これを検討するのがここでの最初の課題となる。

政界再編が始まる前の1991年4月の統一地方選において、知事選では共産党を除くほとんどの政党が推した前大阪府副知事の中川和雄が当選した。府議会議員選挙では、自民党が前回よりも8議席増の48人体制でその任期をスタートさせたが、過半数には届かなかった。その分公明党が議席を減らして19議席、「社会・民社・府民連合」は前回とほぼ同じ28議席、共産党は前回と同じ11議席という状況であった。

このような党派構成が政界再編後どうなったのか見てみよう。細川政権が誕生した直後の平成5年9月議会において、党派変動はみられないし、党派名の変更も見られない。自民党派を抜け出して新たに「さきがけ」や「新生党」を結成した議員もない。さらに注目すべきは、1994年6月、社会党村山首班内閣が成立し、社会党と民社党が国政においては与野党に「股裂き」状態になったにも関わらず、その直後の9月議会や平成7年2月議会においても、「社会・民社・府民連合」は分裂することなく、行動をともにしていることである。つまり、これらの事柄が示していることは、国政における変化が地方議会にすぐには波及しにくいということである。地方議会における党派構成は、地方議員選挙以外には変動しにくい構造を有しているのである⁽⁸⁾。

このような状況の下、意見書案や決議案の採択状況も、1993年以前と以降とで大きく変化することもなかった。この中川府政4年間に提出された意見書案と決議案の総数は87件であり、そのうちの55件が全会一致で可決された。全ての会派の賛成が得られなかった意見書案や決議案のうち、対立が見られたパターンの中で最も多かったのは、岸知事府政下と同じく、「知事与党各党対野党共産党」のパターンであった。知事与党各会派が連合して提出した意見書案や決議案は全部で7件で、そのすべてに対して共産党は対案を出した。つまり、対決型意見書案・決議案が7組あったということになる。この対立パターンは、1993年を挟んだ四年間を通じて見られた⁴⁹⁾。また、興味深いことに、93年の12月定例議会に提出された、政治改革に対する対決型意見書案でも、国政レベルにおける新しい与党対野党の対立軸ではなく、大阪府政における与党対野党の対立軸が現れているのである。93年夏の非自民八党派連立政権成立以前には、「国政与党自民党対野党各党」のパターンを示した対決型意見書案はみられたが、細川政権成立以後には、そのような対立パターンをもつ対決型意見書案・決議案はみられなかった。要するに、基本的には、大阪府政における「知事与党各党対野党共産党」という対立の構図が、この時期の党派連合を規定していたのである。

つまり、この政界再編前後の大阪府議会の党派構成及び意見書案・決議案の提出党派連合や採択状況からみるかぎり、地方議会は概して国政における変化の影響を受けにくいということが確認されたといえよう。国政レベルで自民単独政権を崩壊させたような党派変動の大きな波があっても、大阪府議会では、それに追随するような党派構成の変化は全く見られず、意見書案や決議案の提出党派連合も、国政における与野党関係に左右されることがなかったのである。

(4) まとめ

本節では、大阪府議会の24年間にわたる会派変動と国政に対する意見表明として重要な意見書案・決議案の提出会派連合について検討を行った。その結果得られた知見は次のとおりである。第一に、議会の会派構成の変動のほとんどは、議会選挙結果によるものであり、国政における政党の離合集散の影響は受けにくい。特に、国政レベルにおける与党と野党の枠組みを超えて統一会派を組み続けた「社会・民主・府民連合」の存在は示唆的であるし、また、1993年の政界再編後に新たな会派が生まれなかったことも特筆すべき事柄である。

第二に、自民党が過半数を得ていない大阪府議会では、自民党抜きでの意見書案や決議案を可決することで国政における決定と対立するような意思表示を行うこともあり、府議会の態度表明において会派構成が重要な規定要因となっていることが明らかになった。

そして第三に、意見書案や決議案の提出会派連合の対立パターンは、大きく大阪府議会における与野党対立、すなわち「共産党対非共産各党」の対立軸と、国政における与野党対立、すなわち「自民党対非自民各党」とに大きく二分されることを確認した。さらには、国政に関する議題においても、前者の対立パターン、すなわち「知事与党対野党」という対立軸が、大阪府議会における政治状況を強く規定していることも明らかにした。このような「知事与党対野党」という準拠枠組みは、首長と地方議会という二元的代表制の枠組みがないかぎり想定できない枠組みであることを考えると、二元的代表制の制度的枠組みの重要性がここでも指摘できるのではなかろうか。

2. 共時的分析（滋賀県議会，京都府議会，大阪府議会，兵庫県議会，奈良県議会，和歌山県議会，1995年4月～1999年4月）

本節では，1995年から1999年にかけて国政政党が離合集散を繰り返した時期における各府県議会の党派構成および党派連合の状況を見ていく。だがその前に，政治的な時代背景として，政党の結成・解散や，国政上特に大衆の耳目を集めた事件について簡単に触れておこう。

1995年1月，阪神・淡路大震災が起これり，その影響もあって兵庫県では統一地方選（県議会議員選挙や市議会議員選挙など）が6月まで延期された。しかし，それ以外の五府県では，4月に府県議会議員選挙などの統一地方選挙が行われ，各府県の議員は新しい任期を迎えた。翌1996年1月，自民党，社会党，新党さきがけの三党連立による村山内閣は総辞職し，自民党の橋本龍太郎が首班を務める内閣が発足した。同月，日本社会党は社会民主党へと党名を変更した。この年国会で与野党の間で強く対立したのが，住宅処理金融専門会社七社の不良債権処理に公的資金6850億円を投入する問題（住専問題）であった。公的資金投入を主張する与党自民党・社民党・新党さきがけと，それに反対する新進党など野党各党が激しく対立し，野党議員が国会入口を封鎖するなど大混乱となったのである。同年12月，新進党から太陽党が分裂し，翌年の12月には党首選を引き金に新進党が分裂，自由党，国民の声，新党友愛，新党平和，改革クラブ，黎明クラブの6党が誕生した。1998年になると，夏の参院選の前に社民党と新党さきがけが，自民党内閣に対する閣外協力を解消した。この参院選では自民党が敗北し，橋本内閣から小淵恵三内閣へ移行した。小淵内閣は，翌1999年1月に，自由党と連立政権を樹立した。他方，野党側においては，先に成立していた民主党や太陽党，国民の声，新党友愛など統一会派「民友連」を結成していた各政党が合流して，1998年4月に新たに新「民主党」を結成し，野党第一党を占めるに至った。

このことからわかるように、多くの国会議員が新党への参加や離脱を図った状況において²⁰⁾、その国会議員の系列に属する府県議会議員が会派を結成したり移動することは、想定するに難くない。では、このような国政の流れの中で、各府県議会における党派構成や党派連合の状況はどうだったのか。中央政界における政党の離合集散に大きな影響を受けたのだろうか。このような観点から、各府県議会における党派連合や党派対立を叙述することにしよう。

(1) 滋賀県議会

滋賀県では、1995年4月の統一地方選挙において自由民主党議員や保守系無所属議員が勝利をおさめ、滋賀県議会は総議席数48のうち26議席を得た自民党の過半数確保をもってスタートした。この他、「新党さきがけ」の系譜に属する会派「グループ草の根」が10議席、社会党系議員などからなる「県民連合」が6議席、保守系会派と思われる「21の風」が3議席、そして共産党が2議席、公明が1議席を得た。

滋賀県では、議員任期中、会派が大きく変動した。何よりも大きかったのが会派「自由民主党」の分裂である。1996年7月、自民党県議団のうち10名が新政策集団「湖政会」を結成し、同年10月、これに合わせて県議会会派でも、自民党会派が「自由民主党湖政会」と「自由民主党議員会」とに分裂した²¹⁾。「自由民主党湖政会」はさらに、会派「21の風」と合流し新たに会派「自由民主党湖政会・21の風」を結成し、「グループ草の根」や「県民連合」などと「県政ネットワーク」というグループを結成し、「自由民主党議員会」と一線を画すようになった²²⁾。このことは、翌平成9年2月議会での議長・副議長改選に影響し、正副議長ポストを獲得できなかった「議員会」側は、各常任・特別委員会の正副委員長ポストを辞退した。ところが、1998年の知事選を前に、両会派は合流し、「自由民主党県民会議」

となってもとの鞘に収まった。しかしながら自民党会派が統一されたのもつかの間、知事選の公認候補をめぐる対立から、自民党公認候補とは別の候補を支援した県議4人が、再統一された会派自民党を除籍となり、無所属議員一人と新会派「淡海クラブ」を結成した。

このように、滋賀県では会派構成がめまぐるしく変動したものの、これらの変動は、国政レベルでみられた政党の離合集散とは全く無縁であった。あくまでも知事選の対応など地元の問題をめぐるのものであったのである²³。

では、意見書案や決議案においては、どのような提出党派連合がみられたであろうか²⁴。滋賀県議会に提出された68件の意見書案と決議案のうち、原案可決されながらも全会一致を得られなかった議案15件については、そのほとんどに対して共産党が反対討論を行っている。それも、表3から明らかなように、すべて国政に関する議題である。つまり、国政レベルの問題であっても、「共産党対非共産」、すなわち「知事野党対知事与党²⁵」という対決パターンが現れているのである。

一方、否決された議案は、3件全てが公明と「県民連合」が共同して提出した意見書案である。そのうち2件は、消費税の引き上げ反対や大幅是正を求めたものであり、共産党も賛成討論を行っている。残りもう1件は、国政上でも大問題となった住専問題の取り扱いをめぐるものであった。住専問題については、公明と「県民連合」が共同で提出した公的資金投入を否定する意見書案（「住専の債権処理問題に関する意見書」）と、自民党や「グループ草の根」が共同で提出した意見書（「住専問題の早期解決と徹底究明を求める意見書」）とが、平成8年2月議会に提出された。そして、後者が賛成多数で可決され、前者が否決された。ここで注目すべきは、国政与党社民党員でありながらも、公的資金導入に反対する会派「県民連合」に所属する県議の行動であった。彼らは、国政与党社民党の立場では

なく、県政会派「県民連合」の立場に従い、「県民連合」・公明案に賛成票を投じた。このことが示唆するのは、各議員は国政上の「〇〇党员」という立場よりも、県政における自らの立場を重視するということである。さらには、議会における会派拘束が非常に強いことをも物語っているといえよう。

以上、滋賀県議会における会派構成および会派連合の状況についてまとめておこう。滋賀県では会派構成は大きく変動し、会派の離合集散が激しく行われたが、国政レベルでの政党の離合集散とは一切の関与はなかった。また、意見書案や決議案の採決状況においては、国政における与党・野党間対立は、住専問題などを除いてほとんど現れず、県政における知事与党と野党共産党との間の対立だけが頻繁に見られた。つまり、国会における与野党の枠組みは滋賀県議会に対してはそれほどインパクトを持たなかったのである。

(2) 京都府議会

1995年4月に挙行された京都府議会議員選挙では、自民党が推薦を含めて29名の当選者を得て府議会第一党の地位を守ったものの、過半数には届かない状況であった。自民党は、府議会会派の「新政会」、「社会・さきがけ・府民連合」、公明、新進党と協力し、知事与党体制を築いた²⁶⁾。それに対して、唯一の知事野党共産党は13議席を確保し、議会第二党となった。

ところで、京都府議会では、会派名からして国政レベルにおける与党であった自民党、社会党、新党さきがけとその他国政野党とが、すっきりと府議会会派でも分かれており、その意味においては、国政レベルの与野党パターンと軌を一にしていた。しかし、国政レベルで政党の新たな結成や解散が相次いだこの四年間に会派移動を行った府議会議員はほとんどいなかった²⁷⁾。せいぜい会派名の変更があったぐらいであった²⁸⁾。

では、意見書案・決議案の提出党派連合からはどのような傾向が読み取れるであろうか。1995年4月からの四年間に京都府議会に提出された意見書案と決議案の数は134件のうち48件を共産党が単独で提出し、それがすべて否決されるという結果になっている。他方、共産党抜きで、すなわち知事与党の全てが提出者となった意見書案や決議案13件は、全て可決されている。そして、表3からわかるように、対立型意見書案・決議案となっているのが9組となっている。すなわち、知事与党と野党共産党との間で意見が割れる例が数多く上がっているのであり、その点からしても知事与党と野党との対決の構図が非常に強く現れていると言えるであろう。

事実、「知事与党対野党共産党」という構図の頑強さは、住専問題に対する意見書案の提出と採決にも大きく反映されている。平成8年2月議会において、国政レベルにおける野党である共産党、公明党、そして府議会会派の「新政会」は、それぞれ個別に、住専の処理問題に関する意見書を提出した。しかし、これらの意見書案はどれも、国政レベルの与党となる自民党と「社会・さきがけ・府民連合」の反対多数によって否決された。これだけを見ると国政レベルの与野党関係のみが重要であるように見える。だが、「社会・さきがけ・府民連合」が反対した理由は、住専処理の意見書案の内容に反対したからだけではなかった。彼らは、「府議会与党四会派が結束できない以上、[意見書案には]賛成できない」と語っているのである²⁹⁾。かつて拙稿で述べた通り、京都府において知事与党会派間で非常に結束が固かったことを考えれば³⁰⁾、このことは容易に納得しうる。そして、「公明・新進党」が単独で意見書案・決議案を提出することはあっても、共産党と組むことは一度もなかったことから、知事与党会派と野党共産党との溝が深かったということが肯定されるのである。

よって、京都府議会における会派構成と意見書案や決議案の採択状況から、次のようにまとめることができる。京都府において、国政レベルにお

ける政党の離合集散に合わせた会派変動は全く見られなかった。また、意見書案や決議案の提出会派連合からは、国政レベルにおける与野党間の対立パターンはほとんど見られず、国政に関わる問題についての意見書案や決議案においても「知事与党対野党共産党」という構図が確認された。さらには、知事与党会派が連合して議会に提出した意見書案・決議案は可決されやすい傾向にあるものの、県議会で2割の議席しか持たない野党共産党のそれは全て否決されるということも明らかになった。

(3) 大阪府議会

大阪府では、1995年4月の統一地方選において、知事選挙ではどの政党の推薦も受けなかった横山ノックが当選した。一方、府議会議員選挙後の会派結成においては自民党が微減の45議席、公明が微増の22議席、共産党が微減の9議席となった。かつての会派「社会・民主・府民連合」は社会党系会派と旧民社党系会派とに分裂し、社会党系議員は「日本社会党・府民連合」という会派を13名で、旧民社党系議員は「新進・府民クラブ」という会派を12名で結成した。これは、国政レベルにおける新進党の成立を視野に入れてのことだろう。この他、知事の応援団的立場を自称する「改革おおさか」や無所属議員からなる「府民の会」が中規模会派を結成していた。

1996年1月の日本社会党の社会民主党の党名変更後、府議会会派「日本社会党・府民連合」は「社会民主党・府民連合」へと会派名を変更し、1997年になると、さらに「民主・社民・府民連合」へと会派名を改めた。他方、「新進・府民クラブ」も、新進党の解党に合わせて会派名を「躍進」に変更したが、メンバーの変更はみられなかった。また、国政レベルで太陽党や自由党といった新党が結成されても、それに合わせて新会派が結成されるといった会派変動は全く見られなかった。公明党は「新進・府民クラブ」

に合流することなく、ずっとそのまま単独で存続していた。このことが意味するのは、かつて非自民連立政権が成立する以前の自民党・社会党・公明党・民社党・共産党といった枠組が、1955年体制崩壊後においても大阪府議会の中に残っているということである。すなわち、国政レベルで政党の離合集散が起きても、大阪府議会では、基本的にはそれに合わせた党派変動は全く見られず、非常に変わりにくい党派構成を有しているのである。かつて自民党など保守系党派に属していた議員が、「民主・社民・府民連合」といった党派に流れるということは一切なかった。

さて、この期間における意見書案や決議案の議決状況を見ておこう。87件の意見書や決議案が提出され、そのうち67件が全会一致で可決された。残りの20件のうち、7件が共産党を除く各党派が共同して提出した意見書案や決議案で、そのうち6件については共産党が対案を出す、対決型意見書案・決議案となった。つまり、横山が知事に就任するまでの「知事与党対野党共産党」という対立パターンが、ここでも現れたのである。

もう一つ現れた対立パターンは、1993年以前の「国政与党自民党対野党各党」である。この対立パターンが現れた事例は、すべて国政上の問題に関わるものであるが、表3で示されたとおり、国政の対立軸となっていた「自民・社会・さきがけ対新進党・共産党」、あるいは「自民党・自由党対その他各政党」という構図は全く見られない。住専処理問題についても、全会派の意見を取りまとめるのに成功して、全会一致で意見書案を可決している。つまり、国政における対立パターンが大阪府議会における意見書案や決議案の提出党派連合に大きく反映されることはなかった。

それゆえ、大阪府議会でも、政治的対立軸は国政とは別の次元で動いていた。大阪府議会を動かしていたのは、自民党、社会（社民）党や公明などの「非自民・非共産」、共産党の三つの極を中心としたメカニズムであった。このうち、「非自民・非共産」が意見書案・決議案の提出に関わった

ものだけが可決される、という結果になったのである。そして、それぞれの会派は、基本的には1993年以前の「1955年体制」下の府議会会派構成に基づいたものであり、その傾向は、国政レベルでの政界再編期にも踏襲されたままであった。

(4) 兵庫県議会

阪神・淡路大震災のため、兵庫県議会議員選挙は2ヶ月延期され、1995年6月に行われた。兵庫県ではかつてから、社会党の左派と右派との対立が激しかったようであり、この県議会議員選でも左派の「護憲社会」と右派の「社会党」とに分かれて選挙戦を戦った。選挙の結果、自民党あるいはそれに類する系統の議員が49名当選し、兵庫県議会の過半数を占めた。分裂していた社会党議員は惨敗し、左派の「護憲社会」は1名、右派の「社会党」は5名しか当選しなかった。また、議会開会後も両者は同一の歩調をとることはなかった。右派社会党は、兵庫民社と統一会派を組むことで合意し、「ひょうご・県民連合」を14名で発足させた。この他、公明が13名、共産党が7名、新進党系議員からなる「新進・県民クラブ」が4名、「兵庫未来フォーラム」が3名と続いた。この「ひょうご・県民連合」の例からわかるように、国政レベルでは与党・野党にそれぞれ袂を分かっている社会党と民社党が兵庫県議会では手を組んでおり、明らかに中央と地方とのねじれ現象が生じていた⁶¹⁾。

この1995年から四年間の議員任期内には、多少の会派変動が生じた。任期一年目で保守系会派「兵庫未来フォーラム」が解散し、一部の議員は自民党入りした。社会党左派の「護憲社会」所属議員は無所属議員と2名で「新社会党・県民クラブ」という会派を結成した。そして、平成9年10月には、「新進・県民クラブ」が「無所属クラブ」に会派名を変更した⁶²⁾。ただ、これらの会派変動も微細なものであり、国政における政党の離合集散

を反映したものではなかった。

さて、この期間兵庫県議会に提出された意見書案と決議案は86件であり、そのうち79件が全会一致で原案可決された。また、全会一致の賛成が得られなかった7件については、全て共産党が反対討論を行っていることから、共産党を抜きにした知事与党各党・各会派の賛成多数であったと推定される。つまり、兵庫県においてもまた「知事与党各会派對野党共産党」という対立軸が現れていることが確認された⁶⁹⁾。

兵庫県議会における会派構成及びその変動と、意見書案や決議案の提出・採択状況から明らかになったことは、一つは、会派構成において国政レベルの与野党関係とねじれを起こしてでも会派を結成していることである。もう一つは、知事与党各政党・会派間の凝集力は強く、意見書案や決議案の議決で結束が破られることがなかったということである。

(5) 奈良県議会

奈良県議会では、1995年の県議会議員選挙告示前、自民党が二派に分裂していた。有力県議を中心に結集し県議会で大きな勢力を持った「自由民主党」と、地元代議士を中核とし自民党奈良県連の幹事長・総務会長・政調会長を独占していた「自由民主党・グローバル21」とにである。しかし、県議会議員挙後、先ごろ分裂していた両会派の一本化が行われ、統一会派「自由民主党」が24議席と議会の半数を占めるようになった⁶⁹⁾。議会第二党は、旧「日本社会党県議団」と旧「新進党県議団」に所属していた議員12名が組んだ統一会派「新創 NARA」であり、それ以外の公明（3名）、共産党（3名）、清新会（3名）、ひゅうまん（2名）は県議会における代表質問権を持てなかった。会派「新創 NARA」を構成する要素から判断する限り、奈良県でもまた国政上における与野党対立よりも、奈良県議会における55年体制、すなわち「自民党対反自民」で対立する様子が見て取れ

る。

奈良県では、県選出国會議員がめまぐるしく政党を移動するなど、地方議会においても会派変動を誘発するような事柄が頻繁に起こった。具体的に述べれば、平成8年10月の総選挙で新進党から立候補した衆議院議員がまもなく自民党に移ったり、県の新進党所属の各国会議員が、新進党の解党を期に、新党友愛や民政党など様々な会派に籍を移したりしたのである。ところが、奈良県議会に対する影響はほとんどなく、この間の会派変動は微細なものにとどまった。小会派「ひゅうまん」と、政策対立や議会運営手法の違いから会派「新創 NARA」を脱退した議員とが、新たに「民主・市民連合」という会派を結成しただけであり、国会議員の政党移動に合わせた地方議会における会派変動は一切見られなかったのである。

ところで、意見書案や決議案の提出者及びその議決状況においては、国政上の対立パターンはおろか、奈良県政における対立パターンもほとんど見出せなかった。資料を見るかぎり、奈良県議会では、ある一県議から意見書案・決議案が提案され、それぞれ他会派に属する二名の県議が議案の旨に賛成することを表明して、正式な議会提案となるようである。ゆえに、意見書案や決議案の提出者となった会派は三会派にまたがるわけであるが、意見書案や決議案の提出者並びに賛成者の会派を見たところ、意見書案や決議案の提出並びに賛成が特定の政党に偏って行われているなど一般的な法則は見当たらなかった。どうやら会派毎の議席数に比例させて請願の提出・賛成を表明しているようなのである。つまり、自民党であろうが、共産党であろうが、様々な会派連合が組み合わされてその都度意見書案・決議案が提出・賛成され、原案可決されているのである。事実、奈良県議会に提出された意見書・決議案89件のうち88件が全会一致による原案可決だった⁶⁵⁾。

よって、奈良県議会の国政に対する態度・傾向をまとめるならば、議会

会派勢力においては国政とのねじれも示すなど、国政とは独自の会派構成を有している一方、意見書案や決議案など国政に関する争点で対立しそうな問題については、概して全会派間でコンセンサスが得られているという状況であった。

(6) 和歌山県議会

和歌山県議会では、1995年4月の統一地方選後の新しい会派構成において、自民党が過半数を占めるに至った（総議席47議席中自民党は24議席）。また、自民党以外の会派は、新進党系の「開政クラブ」、公明県議団、「県民クラブ」、社会党系の「21社会・創造クラブ」、「新保守クラブ」がそれぞれ3名、「進和会」が2名と小会派ばかりでなっており、自民党支配の県議会運営となった。

ここでもまた、会派変動も非常に微細なものにとどまった。多少の会派の移動があったものの⁸⁶、国政レベルでの政党の離合集散とは全く関連がなかった。

意見書案や決議案の提出会派所属連合とその議決状況についてみてみよう。四年間で提出された61件の意見書案・決議案のうち、全ての政党・会派が提出者となり全会一致で可決されたのが37件存在する。他方、共産党抜きで提案された意見書案並びに決議案は12件あり、5件は共産党も賛成して全会一致となったものの、7件は共産党の反対にあった。否決された議案は計9件あり、そのうち7件が共産党の単独提出によるもの、1件が非自民各会派の共同提出によるものであった。やはりここでも「知事与党対野党共産党」という構図が見られた。

ただ、住専問題処理に関する意見書案については注意を要する。平成8年2月議会において、一方では国政与党系統に属する自民党、「21社会・創造クラブ」、「新保守クラブ」が共同して、他方では国政野党系統に属す

る「開政クラブ」、公明、「県民クラブ」、「進和会」、共産党の各会派が共同して、それぞれ個別の意見書案を提出した。党派構成で過半数を占める自民党などが提出した意見書案が可決され、国政野党新進党員の属する「開政クラブ」らが提出した意見書案は否決された。この例は、国政における与野党パターンを追随していることを示している。

とはいえ、国政上の与野党パターンに意見が分かれたのはこの1件だけであり、数の上からすれば、和歌山県においても、意見書案や決議案の採決をめぐる対立パターンは、国政上におけるパターンよりも、基本的には知事与党か野党かという対立パターンに彩られている。和歌山県でも国政上の与野党関係や政党の離合集散の影響は小さかったのである。

(7) まとめ

本節の最初に述べたように、1995年4月からの四年間は国政レベルで政党の離合集散が非常に激しい時期であった。地方における党派構成もその影響を強く受けてもよいはずである。しかし、各府県議会の会派構成やその変動から見る限り、国政における勢力変化は、各府県議会にほとんどインパクトを与えなかった。国政上での新党の発生にしたがって、それまでの地方議会の会派を飛び出して新たに会派を作る議員はいなかった。それまでの各々の府県における党派政治の伝統にしたがって、政党・会派内の結束を固めていた。ときには国政上の与野党に分かれている政党・会派が合同して会派を結成していることもあった。せいぜい存在したのは、国政レベルでの新党結成や党の解散に合わせた、地方議会内政党・会派の看板のかけ替えに過ぎなかったのであり、メンバーの変動はなかったのである⁸⁹。

このように各議員が地元の事情を優先する立場をとる傾向は、意見書案や決議案の提出会派連合にも、そしてその議決状況にも色濃く反映され

た。何よりも重要なことは、ほとんどの府県議会において現れた対立パターンが、「国政与党対国政野党」パターンというよりもむしろ、旧来の「知事与党対知事野党（共産党）」というパターンであったことである。それも、表3からも明らかのように、たとえ国政に関わるような議題についての意見書案や決議案であっても、「知事与党対知事野党（共産党）」の構図が確認された。少なくとも、本稿の分析対象とした各府県議会の各会派は、知事との関係、すなわち知事与党であるか野党であるかを軸として、行動しているのである。この点については、まとめでもう一度触れたい。

繰り返しになるが、本稿の分析対象を見るかぎり、地方議会における党派構成や党派連合のあり方は、国政における政党・会派のダイナミズムとは独立したダイナミズム、すなわち各会派と知事との関係を中心とした関係によって規定されるダイナミズムで動いていると結論付けることができるのではなかろうか。

おわりに

本稿では、各府県議会の党派構成とその変動、そして意見書案や決議案の提出会派連合についての叙述を行ってきた。その結果、明らかになった事実は、地方議会における党派構成や党派連合は、国レベルの政治とは別の次元で動いているということであった。

28年間にわたる大阪府議会の時系列的な分析からは、次のことがわかった。第一に、各会派の組み直しや勢力変動は、府議選挙ごとに行われたのであって、1970年代末の新自由クラブの結成や、1993年の非自民連立政権崩壊に始まる政界再編に影響されての会派変動は、全くといっていいほど見られなかった。第二に、意見書案や決議案の提出会派連合から明らかになったこととして、「自民党対非自民」という55年体制における国政の与野

党関係を軸とした対立パターンと、「共産党対非共産」という大阪府政における与野党関係を軸とした対立パターンの二つがみられ、そのうち特に後者の対立パターンが目立ったということである。

他方、六府県の地方議会を比較においても、基本的には同様のことが確認された。第一に、国政上で新党が新たに生まれるのに合わせて、地方議会で新党が旧来の政党・会派から分裂してできるということとはなかった。たとえ地方議会において新会派が成立したとしても、知事選をめぐる各議員間のかけひきや議会運営方法の違いなどその地元における問題をきっかけとしてでしかなかった。第二に、意見書案や決議案の提出会派連合については、奈良県を除いた全ての府県で「共産党対非共産」という、知事との与野党関係を軸とした対立パターンが見られたことを指摘しておきたい。

では、本発表の結論をまとめておこう。第一に、地方議会の会派構成は、国レベルの会派構成の状況をそのまま反映したものではない。政界再編期の会派構成が、国レベルでの政党の離合集散にほとんど影響を受けなかったことは、特に注目に値する。第二に、地方議会における会派連合についても、基本的には、国政レベルにおける与野党関係を軸とした対立よりも府県政における与野党関係を軸とした対立が色濃く表れることが本稿の検討で明らかになった⁸⁹。

言い換えれば、地方議会の各会派にとって、国政における与野党関係以上に、当該地方政治アリーナでの（特に首長との支持関係を中心とした）アクター間の政治的関係が決定的な影響を及ぼすのである⁹⁰。筆者は、かつてその地方議会において首長支持会派の占める割合（首長与党率）が首長提出議案の採否に大きな影響を及ぼすことを述べたことがある⁹¹。実は、各会派にとっては、この首長を支持するか否かという「政治」的な枠組みが、首長との首長提出議案等のやりとりにとどまらず、意見書案や決

議案の取り扱いなどその他の政治的決定にも広く影響を及ぼすのである。

結局のところ、各会派そしてそこに所属する各議員は、日本の地方制度として採用されている二元的代表制の枠組みの中で活動しているということができよう。各議員にとって最重要の課題とは、首長提出議案に対してどのような態度を採るかである。有権者も、議会での首長とのやりとりを見て、自分の主張に近い行動を採る会派に所属する議員に投票するであろう。議員もその点を見捨てずには行動しえず、首長に対してどのようなスタンスを採るかを常に考えているのである。よって、そのスタンスが、単に知事提出議案に対する取り扱いにおいてだけでなく、首長との関係が直接的には現れにくいであろう意見書案や決議案といったそれ以外の議事においても、顕著に現れているといえよう。そうであるとするならば、地方議員は、そしてその集まりである会派は、二元的代表制の枠組みに規定されて行動しているところが多分にあるといえるのではないだろうか。すなわち、地方議会の各会派は、二元的代表制という「制度」によって生み出される首長との「政治」的支持関係を無視しては行動し得ないと思われる。もっといえば、地方における「制度」的枠組みを無視しては、地方の「政治」状況を語るができないだろうというのが、本稿の主張である⁽⁴⁾。

最後に、本稿の意義について述べておきたい。第一は、これまでほとんど明らかにされることのなかった、日本の地方政治状況の一端を明らかにしたことである。もちろん、本稿の分析対象となったのは、ごく一時期におけるごく一部の地域の地方政治の状況である。ゆえに、20世紀末から見られ始めたいわゆる「改革派知事⁽⁵⁾」時代の地方政治状況、もしくは連立政権が定着して以降の地方議会における党派構成・党派連合のあり方は、本稿で明らかにした状況から離れているかもしれない。とはいえ、本稿が日本の地方政治状況を知るための第一歩となる可能性があることを、筆者は疑わない。

第二に、本稿は日本の政治理解の一助となる可能性がある。というのは、国政の今後の展開を予測する際、地方の政治状況も無視できないからである。たとえば、国政選挙の候補者にとって、彼／彼女が属する政党の地方支部がどれほど機能するかは、自らの当落を左右する非常に重要な要素である⁴³。地方における政治的な対立軸が、国レベルの対立軸をすぐに反映したものにはなりにくいという本稿の文脈からは、既存の政党に比べて新党が地方組織を発達させることが難しいという予測が成り立つであろう。とするならば、政党の地方組織という観点に限定すれば、発足間もない政党にとっては国政選挙が厳しいものとなるかもしれない、と予想できるのである。もちろん、そこまで言わなくても、国政レベルの変化が地方レベルの政治状況の変化にはつながりにくく、それゆえ日本の政治状況そのものが大きく変化しているとはいえない、ということは、本稿の分析結果から言えそうである。既に連立政権期における政治の変化が検討されつつあるが⁴⁴、本稿はこれまでの研究成果に参考資料を一つ加える役割を果たした、と筆者は考えている。

そして、地方政治における首長と地方議員との制度的な枠組み、すなわち二元的代表制への注目の必要性を掲げたことが、本稿の第三の意義である。有権者による直接選挙で選ばれた首長と地方議員とが対峙し、その地方における政治状況を左右する。もし日本の地方制度が議院内閣制的な運用がなされているならば、少数与党政権でないかぎり、政府の代表者（すなわち首長）の意向通りの意見書案や決議案が通過するであろうが、現実には二元的代表制が採用されているので、首長野党の主張を含んだ意見書案や決議案が通過するという事実も見られるのである。このように、地方の政治的意思決定を見る際には、地方の政治制度のあり方についても検討する必要があるだろう。

以上述べてきたように、本稿は、いくつかの政治学的な知見もしくは示

唆を持つと考えているが、課題はまだ残されている。それは、分析対象としている地域及び時代の範囲を広げることである。ここで行った分析を繰り返すことで、本稿で導いた一応の結論が肯定されるかもしれないし、否定されるかもしれない。だが、その結果がどちらであるにしても、そこで得られるであろう知見は実り多いものとなると筆者は信じている。そして、この目的が達成されれば、これまでまとまった形でなされなかった、日本の地方政治の全体像の把握にもつながってくるであろう。

注

- (1) 同様のことは、片岡正昭『知事職をめぐる官僚と政治家』（木鐸社、1994年）、23-24頁や曾我謙悟・待鳥聡史「革新自治体の終焉と政策変化——都道府県レベルにおける首長要因と議会要因」、日本行政学会編『年報行政研究36日本の行政学——過去・現在・未来』所収（ぎょうせい、2001年）などでも論じられている。詳しくは、拙稿「日本の地方制度における首長と議会との関係についての一考察」（『法学論叢』第151巻第6号、第152巻第2号、2002年）を参照。なお、最近では、打越綾子が地方政治研究のレビューを行っているので、参照されたい（打越綾子「地方分権改革と地方政治の流動化」（『成城法学』74号、2005年））。
- (2) 丹羽功が、富山、石川、福井の三県について、党派構成の変化と国政レベルの政治の変化との関係を探ったものが数少ない例外である。丹羽功「政界再編期の地方政治——北陸三県を事例として——」、『富大経済論集』第48巻第1号（2002年）。
- (3) もちろん、自治体の住民が、直接請求や住民投票によって、政治的決定に直接参加することもある。
- (4) 首長提出議案の可決状況に対して、首長と議会各会派の党派的关系が重要であることについては、前掲拙稿を参照のこと。
- (5) 曾我謙悟・待鳥聡史「地方政治研究のための一視角」（『自治研究』第76巻第7号、2000年7月）を参照のこと。データの利用をご快諾された曾我謙悟先生と待鳥聡史先生に、感謝申し上げます。
- (6) 前掲拙稿参照。
- (7) Michael Laver, "Theories of Coalition Formation and Local Government Coalition" in Collin Mellors and Bert Pijnenburg ed., *Political Parties and Coalition in European Local Government*, Routledge, 1989. レイヴァーはこの地方及び国レベルにおける政党の連合戦略のほかに、地方レベル及び国レベルにおけ

- る政党が採る政策的位置や、地方選挙結果と国政選挙結果との関係が、地方レベルの政治と国レベルの政治をつなげるリンケージとなると述べた。
- (8) William M. Downs, *Coalition Government, Subnational Style*, Ohio University Press, 1998, Chapter 2. 彼は、検討すべき項目として、次の各項目を挙げた。すなわち、地方レベルにおいて政党を連立させる動機や制約要因は、国家レベルにおいてそのようにさせる動機や制約要因と異なるのか。連合形成の参加者を決定する場はどこなのか。これらの決定はどのような基礎をもとになされるのか。地方レベルの政党に党中央の影響はどの程度与えられるのか。地方レベルの連立政権は、中央の意向に従いやすいのか、それともより選挙民のことを聞くのか。政党は、地方レベルにおける連合形成を、将来の国レベルの連合形成の実験例としてどの程度用いるのか、などである。
- (9) 森脇俊雅「地方議員と選挙」、黒田展之編『現代日本の地方政治家』（法律文化社、1984年）。
- (10) 大阪府では、2000年の太田房江知事の就任まで、知事選挙と府議会議員選挙が同日に行われていた。
- (11) なお、会派構成の状況を調べるために参照した資料は次の通りである。『大阪府議会会議録』、『滋賀県議会会議録』、『京都府議会会議録』、『兵庫県議会会議録』、『奈良県議会会議録』、『和歌山県議会会議録』の定例会・臨時会各号、『読売新聞』大阪版、『京都新聞』滋賀版、『京都新聞』京都版、『神戸新聞』神戸版、『奈良新聞』奈良版、『朝日新聞』和歌山版。
- (12) 前掲拙稿参照。
- (13) なお、ここで各政党・会派の議席数としているのは、選挙前に党の公認を受けた候補でかつ当選した候補としてカウントされたものではなく、選挙後各政党が会派届を提出した後の各会派議席数である。
- (14) 1970年代末、国政において新自由クラブが自民党から分裂して成立したのをきっかけとして、大阪府議会でも会派「新自由クラブ」が結成された。しかしながら、会派に属するのはたった1名に過ぎなかった。また、国政レベルでは社会市民連合（社会民主連合）が成立したが、大阪府議会でもそのような会派ができることもなかった。
- (15) 意見書案や決議案については、議会運営委員会で会派間で合意を得た上で議会に提出するのが一般的なようである。
- (16) 付け加えになるが、会派「新自由クラブ」を結成した府議は、国レベルで新自由クラブがなくなった後も、府議会会派の自民党に戻ることはなかった。
- (17) なお、府民クラブは、自民党とは異なる保守系会派である。よって、国政与党に近いものとして捉えておきたい。
- (18) 確かに、途中「府民の会」という新会派が結成されているが、これは、統一のとれていなかった無所属議員が代表質問権を得るために結成したという色彩が強い。国政における変動を受けての会派結成とは思われない。

- (19) 例えば、共産党以外の自民党、公明党、「社会・民社・府民連合」の三会派は「関西国際空港の飛行経路に関する意見書」を、共産党は「関西国際空港飛行コースの陸上ルートに反対する意見書」を、それぞれ平成4年9月議会に提出している。政界再編後の平成6年議会においても、自民党、公明党、「社会・民社・府民連合」などが「規制緩和の早期推進を求める意見書」を、共産党が「規制緩和に反対する意見書」を提出しており、対立の構図は変わっていないことが示唆されている。
- (20) 1993年から2005年までの、共産党を除く衆議院議員の党派移動データとその分析については、的場敏博「衆議院議員の党派移動に見る「政界再編」——データの整理と若干の知見——」（『法学論叢』第158巻第5・6号、2006年）を参照のこと。
- (21) この自民党会派分裂の理由は定かではない。ただ、一部報道では、元国会議員の山下元利派に属する議員が、同じく元国会議員の宇野宗佑派に属する議員と対立して「湖政会」を結成したと報じられている（京都新聞滋賀県版平成8年7月12日朝刊）。また、県議会において「湖政会」議員は、「強権、金権の体質が本県自民党になかったとは言い切れない……こうした反省や自責の中で、7月11日に同会派内の勉強会として湖政会が発足」と述べている（滋賀県議会平成8年12月定例会中の「自由民主党湖政会・21の風」議員発言より）。
- (22) 同年10月、衆議院議員選挙滋賀県3区立候補者推薦問題で地元がもめたのを期に自民党の2県議が離党し、新たに会派「新政会」を旗揚げしている。しかし、彼らは翌1997年6月に自民党に復党、「湖政会」に復帰した。
- (23) もっとも、知事選をめぐって県選出の国会議員が絡んだ可能性はある。だが、その点についての資料を筆者は集めることができなかった。
- (24) 滋賀県では、各政党間で合意が得られた意見書案や決議案については、その議題を取り扱う各常任・特別委員会で対応することが多いようである。それゆえ、公明や共産党などの小会派では、全ての委員会に自会派に属する議員を送り込めないため、これら小会派が意見書案や決議案にどう対処したかについては、明確な意思決定をしていないかぎり、わかりにくい。
- (25) 知事与党と野党の区別については、表1を参照されたい。
- (26) 当初1議席の新進党議員は一人会派で行動していたものの、すぐに会派公明と統一会派を組み、「公明・新進党京都府議団」の結成に至った。ただ、その実態は、府議会議員選挙で7議席を得ていた公明が新進党府議を吸収したと言えるものであった。新進党が解党した後も、新進党の推薦を受けて当選した府議は、公明会派にとどまった。
- (27) 自民党の1府議が、城陽市長選での党府連の動きに反発してか、会派を離脱して無所属になったという一例だけであった（『京都新聞』京都版7月16日朝刊）。
- (28) 1997年1月、「社会・さきがけ・府民連合」が「京都府民連合」へと会派名を

変更した。これは、京都府内に新党さきがけの組織がなくなったためである（『京都新聞』京都版1997年1月15日朝刊）。また、1998年1月には、新進党の解党に合わせて「公明・新進党議員団」が「公明・府民会議京都府議会議員団」に衣替えした。新進党として当選した府議は、公明会派と引き続き同一会派で行動することを確認した。

- ②9 『京都新聞』京都版，1997年3月27日朝刊。
- ③0 前掲拙稿（二）完，126頁。
- ③1 民友連による新「民主党」の旗揚げが模索されていた平成10年3月，ある社民党県議は，このような国政の流れについて，「[兵庫県]独自の政界地図を描いていかざるを得ない」と述べ，旧新進党所属の保守系地方議員も「労組色が強い新党には参加できない」など，国政とは明らかにねじれた態度を表明する地方議員がいたことは確かである（『神戸新聞』本社版，1998年3月13日朝刊）。
- ③2 「新進・県民クラブ」会派所属の3名のうち新進党籍を持つのは1名だけであった。会派名変更の理由は，「新進・県民クラブ」議員が紹介議員となった請願をめぐって会派内が対立したため（『神戸新聞』本社版，1997年10月17日朝刊）。
- ③3 この頃国政上大問題となっていた住専の処理問題については，各会派とも意見書案の提出に至らなかったようである。
- ③4 平成7年5月議会ではまだ，「自由民主党・グローバル21」という会派が3名で存続していたが，その理由は，かつて共産党に所属したため自民党籍をもらえなかった県議が，会派「自由民主党」に入れてもらえなかったためであった（『奈良新聞』1995年4月26日朝刊）。まもなく会派「自由民主党・グローバル21」は消滅し，自民党籍を持たない県議は無所属となった。
- ③5 なお，全会一致が得られなかった議案は，共産党議員の退場によるものであった。
- ③6 平成8年12月議会で小会派「進和会」が解散し，うち1名が「開政クラブ」に移った。
- ③7 井上義比古は，代議士ごとに地方議会議員が系列化されており，代議士と地方議員とが相互依存関係にあることを明らかにしている（井上義比古「国会議員と地方議員の相互依存力学——代議士系列の実証研究——」（『レヴェイアサン』第10号，1992年））。もし，このような代議士系列が強固なものであれば，代議士の会派移動に合わせた県議会内における地方議員の会派移動があってもよいはずである。少なくとも，同じ会派に属した地方議員それぞれが代議士系列で分断されているとするならば，そして，当該府県選出の代議士すべてが同じ会派に移動しなかったのであれば，当該地方議会会派内に属する議員すべてがまるごと別（新）会派に移動するという事態は考えにくい。もちろん，最終的な結論を出すには，地方議員すべてが代議士系列に属するという前提が正しいかどうかも含めて，今後の調査を待たねばならないが，少なくとも現時点で

は、次のように述べることができよう。すなわち、代議士系列が遅くとも政界再編期までには希薄化していたか、あるいは地方議会における党派構成がそもそも国政レベルにおける党派構成とは異なる次元で形成されるものとなっているかのどちらかであると。なお、この点については、もう一度脚注(39)及び(43)において触れる。

- (38) もちろん、ここでの分析結果は、共産党排除体勢と見ることも可能であり、このような政治状況は国レベルでも観察できるという指摘もできよう。たとえば、福元健太郎『日本の国会政治』（東京大学出版会、2000年）の13頁には、五五年体制下、共産党が法案全体に反対した割合が、他の野党（民社党、公明党、社会党）に比べて突出していることが示されている。けれども、この議論と、大阪府レベルにおける「知事与党対知事野党」という対立軸が効いたという本稿の主張とは、互いに排他的ではないように思われる。
- (39) この点は、地方の政治が中央の政治の「縮刷版」となったために、地方議会が中央政治の「出店」となってしまっており、住民の立場を反映しない無能なものとなっているとする磯村英一の主張（磯村英一「地方の政治と地方の議会」磯村英一監修、坂田期雄編集『地方議会』（中央法規出版、一九八一年））を覆すものであると、筆者は考えている。新藤宗幸を中心として過去の多くの地方自治研究者は、地方レベルの政党議員は、中央レベルの政党によってコントロールされており、それゆえ地方議員がその住民の意見を代表せず、政党の中央レベルの意向を反映するだけの存在になってしまったと説くが、発表者はそうは考えない。繰り返しになるが、地方議員は、そしてその集まりとなっている各党派は、その地方における首長との与野党関係を中心に行動しており、必ずしも国政にばかり視線を向けているわけではない、と主張したいのである。
- (40) 前掲拙稿第四章参照。
- (41) 筆者は、政治的アクターの影響力と政治的決定との関係を見る際に、「制度」と「政治」の双方の側面から両者の関係に迫ることが有効な手立てとなるとの主張を行った（拙稿「大統領制比較のための視座——「制度的権力」と「政治的権力」——」（『法学論叢』第158巻第2号～第4号、2005年・2006年））。拙稿では、「制度」と「政治」の両者の関係についてそこでは詳しく論じていないが、本稿のこの部分での検討からは、「制度」が「政治」を枠付けることがありうるとの知見を引き出すことができよう。すなわち、二元的代表制という「制度」が存在することによって、首長与党対首長野党という「政治」状況が生まれ、これが当該地方における政治的決定に影響を及ぼす、ということができる。
- (42) もっとも「改革派知事」という言葉の定義は今なお不明確である。
- (43) 井上前掲論文参照。もっとも、地方議員にとっての代議士系列の重要性を説く井上論文と、国政よりも地方における政治的枠組みの重要性を説く本稿とが、結論において相異なる見解を示していると考えられなくもない（脚注(37)参

照)。だが、井上論文が地方における選挙（集票）過程に注目し、筆者が地方における政治的意思決定過程に注目したこと、言い換えれば検討対象が異なっていたことを考慮に入れると、井上論文と筆者の見解とが必ずしも一致しないとは言いきれないようにも思われる。いずれにせよ、これらの点については今後の検討課題としたい。

- (44) その代表作として、樋渡展洋・三浦まり編『流動期の日本政治——「失われた十年」の政治学的検証』（東京大学出版会，2006年）を挙げておく。

〈謝辞〉本稿は、関西行政学研究会及び2003年度日本選挙学会研究会において報告した論文をもとに大幅に加筆修正を行ったものである。たいへん有益なコメントを下された諸先生方に心より御礼を申し上げますとともに、コメントを活かしきれなかった点について謝罪したい。

表1 各都道府県議会における知事与党率と会派勢力変動

曾我謙悟・待鳥聡史の作成した戦後地方議会における各会派議席率・知事与党率の表に筆者が加筆・修正

大阪府議会

知事与党 (国政)	総議席数	欠員	自由 民主党 (自)	日本 社会党 (社)	公明党 (公)	民社党 (民)	日本 共産党 (共)	府民 クラブ (府)	府民の会 (府)	改 お お さ か (改)	無所属・ その他 (無)
1971 社共	110	0	38	23	11	17	14				7
1972	110	3	37	22	11	16	14				7
1973	110	4	37	20	12	14	15	7			1
1974	110	5	35	20	12	14	15	8			1
1975 共	112	0	39	16	19	11	17	10			0
1976	112	2	38	15	19	11	17	10			0
1977	112	1	36	15	19	11	17	11			2
1978	112	1	36	15	19	11	17	11			2
1979 自社公民ク連	113	0	39	15	19	10	19	9			2
1980	113	2	40	15	19	10	17	7			3
1981	113	4	39	15	19	10	17	7			2
1982	113	6	37	15	19	10	17	7			2
1983 自社公民ク連	113	0	43	16	26	10	9	6			3
1984	113	1	42	16	26	10	9	6			3
1985	113	1	43	16	26	10	9	5			3
1986	113	3	44	16	26	9	9	5			1
1987 自社公民連	113	0	39	30	26		11				7
1988	113	2	40	29	26		11				5
1989	113	1	41	28	26		11				6
1990	113	3	39	28	26		11				6
1991 自社公民連進	113	0	48	29	19		11				6
1992	113	1	48	27	19		11				7

知事与党 (国政)	総議席数	欠員	自由 民主党 (自)	日本 社会党 (社)	公明党 (公)	民社党 (民)	日本 共産党 (共)	府民 クラブ (府)	府民の 会 (府)	改 お お さ か (改)	無所属・ その他 (無)
1993	113	1	51	26	19		11				5
1994	113	6	48	23	18		11		5		2
1995 無	113	0	45	13	22	12	9		4	5	3
1996	113	0	45	13	22	14	9		4	5	1
1997	113	1	45	13	22	13	9		5	5	
1998	113	2	44	13	22	12	9		5	5	1

滋賀県議会

知事与党 (国政)	総議席数	欠員	自由 民主党 (自・議)	湖政会 (湖)	グループ 草の根 (草)	県民連合 (連)	21の風 (21)	日本 共産党 (共)	公明 (公)	淡海 クラブ (淡)	無所属・ その他 (無)
1995 (自社公民新生日新さ)	48	0	26		10	6	3	2	1		
1996	48	0	26		10	6	3	2	1		
1997	48	1	12	15	9	6		2	1		2
1998 自社公民さ	48	1	25		8	6		2	1	5	

京都府議会

知事与党 (国政)	総議席数	欠員	自由 民主党 (自)	日本 共産党 (共)	新政会 (政)	公明・ 新進 (公)	社会党 (社・連)
1995 (自社公民新生日新さ)	65	0	29	13	8	8	7
1996	65	2	27	13	8	8	7
1997	65	3	26	13	8	8	7
1998 自社公民主, 由, 平, 政, 友, 連	65	0	29	13	8	8	7

兵庫県議会

知事与党 (国政)	総議席数	欠員	自由 民主党 (自)	ひょうご・ 県民連合 (連)	公明 (公)	日本 共産党 (共)	新進・ 県民クラブ (進・無ク)	兵庫未来 フォーラム (未)	新社会党・ 県民ク (新社)	無所属・ その他 (無)
1995 (自社公民新生日新さ)	92	0	49	14	12	7	3	3		4
1996	92	0	53	14	12	7	3		2	1
1997	92	4	49	14	12	7	3		2	1
1998 自社公由, 民主, 平	92	4	49	14	12	7	3		2	1

奈良県議会

知事与党 (国政)	総議席数	欠員	自由 民主党 (自)	新創 NARA (創)	自由民主党・ グローバル21 (グ)	公明 (公)	日本 共産党 (共)	清新会 (清)	ひゅうまん (ひ・民)	無所属・ その他 (無)
1995 自社公進	50	0	24	12	3	3	3	3	2	
1996	50	3	24	11		3	3	3	2	1
1997	50	4	24	9		3	3	3	3	1
1998	50	4	24	9		3	3	3	3	1

和歌山県議会

知事与党 (国政)	総議席数	欠員	自由 民主党 (自)	開政 クラブ (開)	公明 県議団 (公)	県民 クラブ (県)	21社会・ 創造ク (社)	日本 共産党 (共)	新保守 ク (保)	進和会 (和)	無所属・ その他 (無)
1995 自公進	47	0	24	3	3	3	3	3	3	2	3
1996	47	0	25	3	3	3	3	3	3	2	2
1997	47	0	27	4	3	3	3	3	2		2
1998	47	0	27	4	3	3	3	3	2		2

「知事与党 (国政)」とは、知事選挙において当選した候補を推薦あるいは支持した国政政党のことを意味する。
 「自」…「自由民主党」, 「社」…「日本社会党」(96年以降は「社会民主党」, 「公」…「公明党」(あるいは「公明」), 「民」…「民社党」, 「共」…「日本共産党」, 「ク」…「新自由クラブ」, 「連」…「連合」, 「日新」…「日本新党」, 「さ」…「新党さきがけ」, 「新生」…「新生党」, 「進」…「新進党」, 「民主」…「民主党」, 「平」…「新党平和」, 「政」…「民政党」, 「友」…「新党友愛」, 「連」(京都府)…「民主改革連合」, 「由」…「自由党」

() 内は各政党・会派の略称として表2以下で用いた。

表1 各都道府県議会における知事与党率と会派勢力変動(続き)

大阪府議会	
	備 考
1971	
1972	
1973	
1974	「府民クラブ」の欄は「府民同志会」
1975	
1976	
1977	「無所属その他」に新自由ク1名含む
1978	同上
1979	「府民クラブ」を議会知事与党に算入
1980	
1981	
1982	
1983	「公明党」は「公明党・府民会議」に、「社会党」は、「日本社会党・府民連合」に
1984	
1985	
1986	「府民クラブ」は、「大阪府議会府民クラブ・西淀川クラブ・無所属クラブ連合議員団」に
1987	「社会党・府民連合」は、「社会・民社・府民連合」に
1988	
1989	
1990	
1991	
1992	

備 考

1993

1994

1995 「民社党」は「新進・府民クラブ」に、「社会党」の欄は「日本社会党・府民連合」。「改革おおさか」を議会知事与党率に算入

1996 「日本社会党・府民連合」は、「社会民主党・府民連合」に

1997 「社会民主党・府民連合」は、「民主・社民・府民連合」に

1998 「新進・府民クラブ」は「躍進」に

滋賀県議会

備 考

1995 「県民連合」・「21の風」を議会知事与党率に算入

1996

1997 「自民党」は「自民党議員会」

1998 「淡海クラブ」は議会知事与党率に参入せず

京都府議会

備 考

1995 「社会党」は、「社会党・さきがけ・府民連合」, 「新政会」を議会知事与党率に算入

1996 「社会党・さきがけ・府民連合」は、「社民党・さきがけ・府民連合」に

1997 「社民党・さきがけ・府民連合」は、「府民連合」に

1998 府民連合は、選挙知事与党にカウントしていない

兵庫県議会

備 考

1995 「ひょうご・県民連合」と「兵庫未来フォーラム」を議会知事与党率に算入

1996

1997

1998 「新進・県民クラブ」は「無所属クラブ」に

奈良県議会

備 考

1995 「新創 NARA」, 「清新会」, 「ひゅうまん」を議会知事与党に算入

1996

1997 「ひゅうまん」は「民主・市民連合」に

1998

和歌山県議会

備 考

1995 「開政クラブ」, 「県民クラブ」, 「21社会・創造クラブ」, 「新保守クラブ」, 「進和会」を議会知事与党率に算入

1996

1997

1998

表2 各府県議会に提出された意見書案・決議案の議決状況（筆者作成）
会派の略称は表1を参照のこと

大阪府議会（'71～'75）

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自社民共公無（府）	87			87
自社民公無（府）	1	3		4
自民府		1		1
社民公共無（府）		16		16
社民公共		6		6
共			3	3
計	88	26	3	117

大阪府議会（'75～'79）

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自公共社民府	90			90
自公社民府	1	4		5
公共社民府		4		4
公共社民		2		2
共			2	2
計	91	10	2	103

大阪府議会（'79～'83）

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自公共社民府	36			36
自公社民府	4	8		12
自民府		1		1
自府			1	1
公共社民		5		5
公社			1	1
共		1	7	8
計	40	15	9	64

大阪府議会（'83～'87）

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自公社民共府	18			18
自公社民共	5			5
自公社民府	3	5		8
自公社民	1			1
自公民府		1		1
自府			1	1
自			1	1
公社民共府	1			1
公社民共		1		1

公社民府		1		1
公社民	1			1
社共		1		1
共			7	7
計	29	9	9	47

大阪府議会（'87～'91）

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自社公共	35			35
自社公	5	6		11
自社		1		1
自			6	6
社公共		7		7
社		2		2
公		2	1	3
共			7	7
計	40	18	14	72

大阪府議会（'91～'95）

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自社公共府	11			11
自社公共	44			44
自社公府		2		2
自社公		5		5
自		1	4	5
社公共		2		2
社公			1	1
社		2	1	3
公			2	2
共			12	12
計	55	12	20	87

大阪府議会（'95～'99）

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自公社進共改府	11			11
自公民進共改府	24			24
自公民躍共改府	16			16
自公社進共改	16			16
自公社進改府		2		2
自公民進改府		1		1
自公民躍改府		2		2
自公社進改		2		2
自			3	3
公社進共改		2		2

地方議会の党派構成・党派連合

公民躍共府改		1		1
共			7	7
計	67	10	10	87

滋賀県議会 ('95~'99)

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自草連21共	8			8
自草連21公	1			1
自草連21	5	3		8
自草連共	2			2
自草連公	1			1
自草連	3	4		7
自草		1		1
公連			3	3
湖議草連共公	1			1
湖議草連公無	1	1		2
湖議草連共	6			6
湖議草連公	1			1
湖議草連無	3			3
湖議草連	4	3		7
自草連淡共公	2			2
自連淡公共	1			1
自草連淡	11	3		14
計	50	15	3	68

京都府議会 ('95~'99)

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自共政公社(連)	45			45
自政公社(連)	15	13		28
自政連	2			2
自政公	1			1
政公連			1	1
政			1	1
公			9	9
共			48	48
計	63	13	59	134

兵庫県議会 ('95~'99)

意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自連公共進未	10			10
自連公共進(無ク)新社	64			64
自連公進(無ク)新社		3		3
自連公共進	4			4
自連公進未	1	2		3

自連公進			2	2
計	79		7	86
奈良県議会 ('95~'99)				
	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
計	88	1		89
和歌山県議会 ('95~'99)				
意見書案・決議案提出会派	全会一致・起立全員可決	賛成多数可決	否決	計
自開公県社共保和	15			15
自開公県社共保	22			22
自開公県社保和		3		3
自開公県社保	5	4		9
自開公県保		1		1
自社保		1		1
自県保	1			1
開公県共和			1	1
開県			1	1
共			7	7
計	43	9	9	61

表3 全会派の一致を得られなかった意見書案・決議案の提出会派連合状況
(筆者作成)

□ 囲みは、対決型意見書案・決議案，そのうち◎は共産党対非共産，
●は自民党対非自民

大阪府 (1971~75)

会期	提出会派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況	
Sep-73	社共民公府	大阪国際空港公害訴訟に関する決議	○	
May-74	社共民公府	泉南沖国際空港設置反対に関する決議	○	
Dec-74	自民府	第二阪和国道等幹線道路の早期完成に関する要望決議	○	
会期	提出会派	国政に関わるもの	議決状況	
May-71	共	超過負担，財源調整に関する意見書	×	
May-71	共	医療危機回避のための意見書	×	
May-71	自社民公無	健康保険医自体に関する決議	○	
Sep-71	社民共公無	米価の物価統制令適用廃止反対に関する意見書	○	
Sep-71	社民共公無	沖縄の無条件全面返還とドル問題に関する要望決議	○	
Sep-71	社民共公	日中国交回復に関する決議	○	
Dec-71	社民共公無	日本と北朝鮮との国交回復に関する決議	○	
Feb-72	社民共公府	健康保険法の改正法案反対に関する意見書	○	
Feb-72	社民共公府	市町村連合法案反対に関する決議	○	
◎	Sep-72	自社民公府	朝鮮「南北共同声明」を支持する決議	○
	Sep-72	共	朝鮮の自主的，平和的統一に関する決議	×

地方議会の党派構成・党派連合

Feb-73	社民共公府	健康保険料の値上げ反対に関する意見書	○
Feb-73	社民共公府	厚生年金保険法改正に関する意見書	○
Feb-73	社民共公府	国鉄運賃値上げ反対に関する意見書	○
Feb-73	自社民公府	警察署の新設に関する補助金の増額に関する要望決議	○
May-73	社民共公	小選挙区制に関する反対決議	○
May-73	社民共公	「出入国法案」の即時撤回に関する決議	○
Sep-73	社共民公府	金大中事件に関する要望決議	○
May-74	社共民公	刑法「改正」に反対する意見書	○
May-74	社共民公	小選挙区制による選挙制度改悪に反対する決議	○
Sep-74	社共民公	白鳥事件の公正な再審開始を要請する決議	○
Feb-75	社共民公府	共済事業の育成助長に関する意見書	○
Feb-75	社共民公府	インフレ抑制国民生活防衛に関する金融対策についての意見書	○
Feb-75	社共民公府	政治資金規正法「改正」に関する意見書	○
Feb-75	社共民公府	独占禁止法「改正」に関する要望決議	○
Feb-75	社共民公府	全国、全産業一律の最低賃金制に関する要望決議	○

大阪府 (1975~79)

会期	提出党派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
Dec-75	公共社民	部長(主任)制構想の撤回に関する意見書	○
◎ Feb-76	自公社民府	特別職の早期選任に関する決議	○
Feb-76	共	特別職の早期選任に関する決議	×
会期	提出党派	国政に関わるもの	議決状況
May-75	公共社民	昭和50年5月16日付自治省通達の撤回を求める決議	○
Sep-75	公共社民府	酒、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議	○
Feb-77	公共社民府	最低賃金制に関する要望決議	○
◎ Sep-77	自公社民府	緊急医療対策の拡充強化に関する決議	○
Sep-77	共	緊急医療対策の強化推進に関する決議	×
Feb-78	公共社民府	一般消費税の創設に反対する意見書	○
Feb-78	自公社民府	元号の法制化に関する意見書	○
Feb-78	自公社民府	朝鮮半島の自主的平和統一の促進に関する決議	○
Sep-78	公共社民府	公団住宅の改定等に関する意見書	○

大阪府 (1979~83)

会期	提出党派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
◎ Feb-82	自公社民府	大阪国際空港の環境・安全対策の推進と関西国際空港建設に関する要望決議	○
Feb-82	共	大阪国際空港周辺促進に関する意見書	×
Feb-82	共	関西新空港の無謀な建設強行に反対する決議	×
会期	提出党派	国政に関わるもの	議決状況
◎ Feb-80	共	アフガニスタンの主権をおかす外国勢力の介入に反対する決議	×
Feb-80	自公社民府	ソ連軍のアフガニスタンからの即時撤退を求める決議	○
◎ Feb-80	共	関西国際空港計画に関する決議案	×
Feb-80	自公社民府	関西国際空港計画に関する要望決議	○
Feb-80	自公社民府	環境アセスメント法(仮称)の早期制定に関する意見書	○

	Feb-80	自公社民府	艦船交通網の整備に関する要望決議	○
	Feb-80	公共社民	健康保険法の改正に関する意見書	○
	Sep-80	自公社民府	均衡整備区域に対する財政特別措置の適用期限の延長に関する意見書	○
	Sep-80	共	金大中氏らの救出に関する決議	×(社退場)
	Feb-82	共	一兆円減税の実現に関する意見書	○
	Sep-82	共	老人医療費無料制度にかかる政府の干渉に反対する意見書	×
●	Sep-82	公共社民	人事院勧告による給与改定の凍結を求める意見書	○
	Sep-82	自府	人事院勧告と行財政改革推進に関する意見書	×
	Sep-82	公共社民	外国人登録法の改正を求める意見書	○
	Sep-82	公共社民	教科書検定問題に関する意見書	○
	Feb-83	公共社民	大型間接税導入をやめ、大幅減税の実現を求める意見書	○
	Feb-83	自公社民府	大阪21世紀計画にかかる行事の御堂筋の利用に関する決議	○
	Feb-83	自公社民府	国費職員の身分と行政の地方移管に関する決議	○
	Feb-83	共	田中角栄衆議院議員の議員辞職を要求する決議	×
	Feb-83	公社	政治倫理の確立に関する決議	×
	Feb-83	自民府	政治倫理の確立に関する決議	○

大阪府 (1983~87)

会 期	提出会派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況	
◎	Sep-83	自公社民府	関西国際空港の建設促進に関する要望決議	○
	Sep-83	共	関西国際空港の無駄な建設強行に反対する決議	×
◎	Sep-84	自公民府	関西国際空港建設に係る警察体制の警備強化に関する意見書	○
	Sep-84	共	関西国際空港建設などに係るニセ「左翼」暴力集団の「泳がせ」政策の是正に関する意見書	×
会 期	提出会派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況	
◎	Sep-83	自公社民府	医療保険制度に関する意見書	○
	Sep-83	共	医療保険制度改悪等に反対する意見書	×
◎	Sep-83	自公社民府	減税の早期実施を求める意見書	○
	Sep-83	共	一兆四千億円減税の即時実施を求める意見書	×
	Sep-83	自	自衛隊法改正に関する意見書	×
	Sep-83	社共	政治倫理の確立に関する決議	○
◎	Feb-84	自公社民府	風俗環境の浄化に関する意見書	○
	Feb-84	共	青少年に対する文化的環境整備についての意見書	×
●	Feb-84	公社民共	児童扶養手当制度の改定に関する意見書	○
	Feb-84	自府	児童扶養手当制度の改正に関する意見書	×
◎	May-84	自公社民府	道路整備5ヶ年計画の完全達成に関する意見書	○
	May-84	共	道路整備に関する意見書	×
◎	Sep-85	公社民府	同和対策の充実強化に関する意見書	○
	Sep-85	共	「部落解放基本法」の制定に反対し、真の部落差別解消を求める意見書	×

大阪府（1987～91）

会 期	提出党派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
◎ Sep-87 Sep-87	自社公 共	関西国際空港全体構想の早期実現に関する要望決議 関西国際空港に関する決議	○ ×
◎ Feb-88 Feb-88	自社公 共	「国際平和都市・大阪」宣言に関する決議 「非核平和大阪宣言」と府下港湾への核積載船入港拒否に関する決議	○ ×
◎ Feb-90 Feb-90	自社公 共	関西国際空港全体構想早期実現に関する意見書 関西国際空港に関する意見書	○ ×
Feb-90	社	「ゆとり創造都市・大阪」宣言に関する決議	○
会 期	提出党派	国政に関わるもの	議決状況
Sep-87	自社公	道路財源の確保に関する意見書	○
◎ Feb-88 Feb-88	自社公 共	首都機能の地方分散の推進に関する意見書 東京一極集中の是正と国土のつりあいのとれた発展を求める意見書	○ ×
● Feb-88 Feb-88	社公共 自	新型間接税に反対する意見書 税制改革に関する意見書	○ ×
● Sep-88 Sep-88	社公共 自	リクルート疑惑の解明と消費税に反対する意見書 リクルート問題と税制改正に関する意見書	○ ×
Feb-89 Feb-89 Feb-89	自社 公 共	政治倫理の確立等に関する意見書 リクルート疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する意見書 リクルート疑獄の徹底解明を求める意見書	○ × ×
● Feb-89 Feb-89	社公共 自	消費税の廃止を求める意見書 消費税に関する意見書	○ ×
● Sep-89 Sep-89	社公共 自	消費税廃止を求める意見書 消費税の見直しを求める意見書	○ ×
Feb-90 Feb-90	公 公	国民健康保険制度改正に関する意見書 私学助成の強化に関する意見書	○ ○
● Feb-90 Feb-90	社公共 自	消費税見直しの撤回と廃止を求める意見書 消費税の見直しを求める意見書	○ ×
Feb-90 Feb-90	社 社公共	アパートヘイト早期廃絶に関する決議 暴力行為の根絶に関する決議	○ ○
◎ Sep-90 Sep-90	自社公 共	警察官の増員に関する意見書 警察制度に関する意見書	○ ×
● Sep-90 Sep-90	社公共 自	消費税の廃止を求める要望決議 消費税見直しに関する要望決議	○ ×
Feb-91	共	多国籍軍への90億ドルの支援や自衛隊機の海外派遣に反対する意見書	×

大阪府（1991～95）

会 期	提出会派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
◎ Sep-92 Sep-92	自 社公 共	関西国際空港の飛行経路に関する意見書 関西国際空港飛行コースの陸上ルートに反対する意見書	○ ×
◎ Feb-94 Feb-94	共 自社公	「サミット」に関する決議 2000年のサミットの大阪開催を求める決議	× ○
◎ May-94 May-94	共 自社公	関西国際空港に関する意見書 関西国際空港全体構想の推進に関する決議	× ○
Dec-94	共	中川知事の政治資金規正法違反事件の真相究明と信頼回復のための決議	×
会 期	提出会派	国政に関わるもの	議決状況
Jul-91 Jul-91 Jul-91 Jul-91	社 公 共 自	小選挙区比例代表並立制の導入に反対する意見書 小選挙区比例代表並立制の導入に反対する意見書 小選挙区制に反対する意見書 政治改革の早期実現を求める意見書	○ × × ×
● Feb-92 Feb-92	自 社公共	抜本的な政治改革の推進を求める意見書 政治腐敗の追放を求める意見書	× ○
◎ Sep-92 Sep-92	自 社公 共	道路整備5ヶ年計画の総投資規模の大幅拡大及び道路財源の確保に関する意見書 地域住民の利便と地域産業の振興を重点とした道路の整備を求める意見書	○ ×
Dec-92 Dec-92 Dec-92 Dec-92	自 公 社 共	政治腐敗防止対策の早期確立を求める意見書 政治改革の抜本的断行、竹下元総理の議員辞職を求める意見書 竹下登元首相の衆議院議員の辞職を求める決議 竹下登元首相の衆議院議員辞職を求める決議	× × ○ ×
Feb-93 Feb-93 Feb-93	自 社 共	政治腐敗防止対策の早期確立を求める決議 佐川急便疑惑の徹底解明と竹下登元首相の衆議院議員辞職を求める決議 金丸氏らの証人喚問を求める決議	× × ×
Sep-93	社公共	「製造物責任法」の早期制定を求める意見書	○
◎ Dec-93 Dec-93	共 自社公	真の政治改革を求める意見書 政治改革に関する意見書	× ○
Dec-93 Dec-93 Dec-93	共 社公 自	コメの輸入自由化などガット「調整案」の受け入れの撤回を求める意見書 新しい農業振興政策を求める意見書 農業政策に関する意見書	× × ○
◎ Sep-94 Sep-94	共 自社公府	学校週5日制の早期実施と学習指導要領の抜本的見直しを求める意見書 学校週5日制に対応する学習指導要領の改訂を求める意見書	× ○
◎ Sep-94 Sep-94	共 自社公府	規制緩和に反対する意見書 規制緩和の早期推進を求める意見書	× ○

大阪府（1995～99）

会 期	提出党派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
◎ Feb-98 Feb-98	自公民進改府 共	関空 2 期事業推進等に関する意見書 関空 2 期計画の再検討・海上飛行ルート厳守を求める意見書	○ ×
◎ Sep-98 Sep-98	自公民躍府改 共	2000年のサミット大阪開催を求める決議 「サミット（主要先進国首脳会議）」に関する決議	○ ×

会 期	提出党派	国政に関わるもの	議決状況
◎ Dec-95 Dec-95	自公社進改府 共	フランスの核実験問題 フランスの核実験問題	○ ×
Feb-96	自公社進改府	外交海運政策の国家支援措置の確立に関する意見書	○
◎ Sep-96 Sep-96	共 自公社進改	道路の計画的整備を求める意見書 道路財源の確保に関する意見書	× ○
◎ Feb-97 Feb-97	自公社進改 共	持ち株会社に関する意見書 持ち株会社に関する意見書	○ ×
● Feb-97 Feb-97	公社進共改 自	医療保険制度改革に関する意見書 医療保険制度改革に関する意見書	○ ×
● Feb-97 Feb-97	公社進共改 自	財政構造改革に関する意見書 財政構造改革に関する意見書	○ ×
◎ Sep-98 Sep-98	自公民躍府改 共	道路財源の確保に関する意見書 便利で安全な環境にやさしい道路建設を求める意見書	○ ×
● Dec-98 Dec-98	公民躍共府改 自	外国籍住民の地方参政権に関する意見書 定住外国人の地方参政権に関する意見書	○ ×
Dec-98	共	消費税を当面 3 % に戻すことを求める意見書	×

滋賀県（1995～99）

会 期	提出党派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
会 期	提出党派	国政に関わるもの	議決状況
Sep-95	自草連21	新食糧法および生産調整対策等に関する意見書	○
Sep-95	自草連21	道路事業の推進に関する意見書	○
Sep-95	自草連21	21世紀に向けての治水事業の推進に関する意見書	○
Feb-96	公連	住専の債権処理問題に関する意見書	×
Feb-96	自草	住専問題の早期解決と徹底究明を求める意見書	○
Feb-96	自草連	地震など大災害に対応する新たな保険・共済制度の創設を求める意見書	○
Jun-96	自草連	第9次治水事業五箇年計画の策定と積極的な推進を求める意見書	○
Sep-96	連公	消費税の 5 % 引き上げに反対する意見書	×
Sep-96	自草連	道路特定財源の堅持と道路事業の推進に関する意見書	○
Dec-96	公連	消費税の大幅是正を求める意見書	×

Feb-97	湖議草連公無	雇用分野における男女の均等な機会および待遇の確保を求める意見書	○
Jun-97	湖議草連	農業農村整備事業の着実な推進に関する意見書	○
Sep-97	湖議草連	政府の行政改革に伴う中央省庁の再編に関する意見書	○
Sep-97	湖議草連	道路特定財源の堅持と新たな道路整備五箇年計画の策定に関する意見書	○
Sep-98	自草連淡	税制改正に関する意見書	○
Sep-98	自草連淡	地域経済を活性化させる景気・雇用創出対策の推進の拡充を求める決議	○
Sep-98	自草連	道路特定財源の堅持と道路事業の推進に関する意見書	○
Nov-98	自草連淡	社会保険・職業安定行政を法定受諾事務とし、これらの行政に携わる職員の身分を地方公務員とすることに関する意見書	○

京都府 (1995~99)

会 期	提出会派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
◎ Sep-97	共	地球温暖化防止京都会議の成功と地球温暖化防止対策の促進に関する意見書	×
Sep-97	自政公連	地球温暖化防止京都会議の成功と地球温暖化防止対策の促進に関する意見書	○

会 期	提出会派	国政に関わるもの	議決状況
◎ Jun-95	共	WTO協定の見直し等に関する意見書	×
Jun-95	自政公社	新食糧法の施行・運用等に関する意見書	○
Feb-96	共	住専問題の真相の徹底究明と公的資金の導入の中止を求める意見書	×
Feb-96	公	住専処理への税金投入に反対する意見書	×
Feb-96	政	住専問題の早期解決と真相の徹底究明及び厳正な対応を求める意見書	×
◎ Feb-96	自政公社	新たな災害保険・共済制度の創設に関する意見書	○
Feb-96	共	阪神・淡路大震災の個人補償ならびに復興対策に関する意見書	×
Jun-96	共	消費税の増税の中止を求める意見書	×
Jun-96	公	行財政改革の断行と消費税見直しに関する意見書	×
Sep-96	自政公社	道路整備に関する意見書	○
Sep-96	共	消費税の増税に関する意見書	×
Sep-96	公	行財政改革の断行と消費税率の据え置きを求める意見書	×
◎ Feb-97	共	患者負担の増大を招く医療保険制度の見直しに関する意見書	×
Feb-97	自政公連	医療制度改革及び医療費負担制度の適正化に関する意見書	○
Feb-97	共	「消費税率5パーセントへの増税中止」に関する意見書	×
Feb-97	公	行財政改革なき5%増税に反対する意見書	×
Jun-97	共	大規模小売店舗法(大店法)のこれ以上の緩和に反対する意見書	×
◎ Jun-97	共	スポーツ振興くじ法案に関する決議	×
Jun-97	自政公連	サッカーくじ法案に関する意見書	○
Jun-97	共	謙早湾の水門をただちに開き、干拓事業計画の再検討を求める意見書	×
◎ Sep-97	共	生産者米価の価格対策の確立に関する意見書	×
Sep-97	自政公連	稲作農家経営の安定に関する意見書	○
Sep-97	自政公連	新たな道路整備五箇年計画の策定及び道路特定財源の堅持等に関する意見書	○

地方議会の党派構成・党派連合

	Sep-97	共	医療保険制度の充実を求める意見書	×
	Sep-97	公	国民本位の医療保険制度改革を求める意見書	×
	Sep-97	共	新「日米防衛協力の指針」を国会承認事項とし徹底審議を求める意見書	×
	Sep-97	公	新「日米防衛協力の指針（新ガイドライン）」の総合的検討と国会承認事項とすることを求める意見書	×
	Sep-97	共	公的介護保障制度の充実を求める意見書	×
	Sep-97	公	公的介護制度の充実を求める意見書	×
◎	Dec-97	共	抜本的な米政策の確立に関する意見書	×
	Dec-97	自政公連	新たな米政策の確立に関する意見書	○
	Dec-97	政公連	景気回復のための更なる減税と行政改革等を求める意見書	×
	Dec-97	共	消費税引き下げ、恒常的な所得税減税など緊急不況対策を求める意見書	×
	Dec-97	共	金融機関救済のための公的資金導入に反対する意見書	×
	Dec-97	公	破綻金融期間への無原則な公的資金導入に反対する意見書	×
	Dec-97	共	医療抜本改革の撤回と医療の充実を求める意見書	×
	Dec-97	公	国民負担増なき医療抜本改革を求める意見書	×
	Feb-98	共	乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書	×
	Feb-98	共	消費税引き下げなど大幅減税を求める意見書	×
	Feb-98	共	「大規模小売店舗法」の廃止でなく、規制強化を求める意見書	×
	Feb-98	共	絹製品のセーフガード発動に関する意見書	×
	Feb-98	共	建築基準法改正作業の中止を求める意見書	×
	Jun-98	共	難病患者への全額公費負担制度の復活・継続と総合的対策の拡充を求める意見書	×
	Jun-98	共	不況打開のため、消費税を三％に戻し、所得税の恒久減税を求める意見書	×
	Jun-98	共	周辺事態措置法案に反対する意見書	×
	Jun-98	共	スポーツ振興投票（サッカーくじ）法の廃止を求める意見書	×
	Jun-98	共	医療費を値上げ前に戻し、医療・社会保障制度の抜本的拡充を求める意見書	×
	Jun-98	共	「労働基準法の一部を改正する法律案」の撤回及び時間外・休日・深夜労働の男女共通規制の法制化を求める意見書	×
	Sep-98	自政公連	税制改正に関する意見書	○
	Sep-98	自政公連	道路整備予算の確保に関する意見書	○
◎	Sep-98	自政公連	私学教育減税の創設に関する意見書	○
	Sep-98	共	教育費減税の創設と私学助成の拡充を求める意見書	×
	Sep-98	共	深刻な雇用・失業情勢にあたり、緊急に労働行政の拡充・強化を求める意見書	×
	Sep-98	共	日本長期信用銀行等への公的資金の投入に反対し、銀行の貸し渋り対策のいっそうの強化を求める意見書	×
	Sep-98	共	不況打開のため消費税を3パーセントに引き下げるよう求める意見書	×
	Sep-98	共	小・中・高校の「30人学級」の早期実現と財政的保障を求める意見書	×
◎	Dec-98	自政公連	地方財政対策の充実に関する意見書	○
	Dec-98	共	税制改正にあたっては、地方財政への影響を抑制し、庶民に手厚い減税の実施と求める意見書	×
	Dec-98	共	安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書	×
	Dec-98	共	雇用保険法に基づく失業者に対する施策の拡充を求める意見書	×
	Dec-98	共	コメの関税化とWTO協定改定に関する意見書	×
	Dec-98	共	介護保険制度の実施にむけて施策の充実を求める決議	×

Feb-99	共	学級編制基準を改善し、30人学級の具体化をはかるとともに適正な教員配置の早期実施を求める意見書	×
Feb-99	共	米の関税撤廃と食料・農業・農村政策の確立に関する意見書	×
Feb-99	共	周辺自体措置法案等(ガイドライン関連法案)に関する意見書	×
Feb-99	共	京都御苑への「迎賓館」建設計画の見直しに関する意見書	×
Feb-99	共	時間外・休日・深夜労働の男女共通の法的規制の実現と当面、「女性保護」規定廃止延期の立法措置を求める意見書	×
Feb-99	共	高齢者の生活を支える公的年金の充実を求める意見書	×

兵庫県 (1995~99)

会期	提出会派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
会期	提出会派	国政に関わるもの	議決状況
Sep-95	自連公進未	「輸入・対内投資法」の延長と拡充に関する意見書	○
Nov-95	自連公進未	新たな保険・共済制度の創設を求める意見書	○
Feb-96	自連公進	国民的理解の得られる住専問題の処理を求める意見書	○
Sep-96	自連公進	介護保険制度創設に関する意見書	○
Nov-96	自連公進新社	道路整備の促進と財源の確保に関する意見書	○
Nov-97	自連公進新社	人権養護施策の充実を求める意見書	○
Nov-98	自連公無ク新社	道路整備の一層の促進を求める意見書	○

奈良県 (1995~99)

会期	提出会派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
会期	提出会派	国政に関わるもの	議決状況
Feb-96	自公創	新たな保険・共済制度の創設を求める意見書	○(共退場)

和歌山県 (1995~99)

会期	提出会派	当該地方の状況に深く関わるもの	議決状況
Jun-95	自開公県社保和	港湾・空港関係五箇年計画の策定及び平成八年度予算の確保に関する意見書案	○
Sep-95	自開公県社保和	[仮谷士良知事に対する] 感謝決議	○

Jun-97	共	和歌山火力発電所計画に反対する決議	×
◎ Jun-97	共	御坊第二火力発電所計画の延期を求める決議	×
Jun-97	自開公県保	御坊第二発電所計画及び和歌山発電所計画推進に関する決議	○

会期	提出会派	国政に関わるもの	議決状況
----	------	----------	------

Feb-96	開公県共和	住宅金融専門会社の不良債権処理に関する意見書	×
Feb-96	自社保	住宅金融専門会社問題の早期解決と徹底究明を求める意見書	○

Sep-96	自開公県社保和	道路特定財源の堅持等に関する意見書	○
Feb-97	共	消費税の増税中止を求める意見書	×
Feb-97	共	医療費負担増の凍結と抜本的医療制度改革を求める意見書	×
Feb-97	開県	北方領土問題の早期解決に関する意見書	×
Jun-97	自開公県社保	道路特定財源の堅持等に関する意見書	○
Dec-97	共	介護保険制度の導入に関する意見書	×

地方議会の党派構成・党派連合

◎	Feb-98	自開公県社保	抜本的不況対策を求める意見書	○
	Feb-98	共	不況対策として消費税減税と特別減税の恒久化を求める意見書	×
	Sep-98	自開公県社保	道路特定財源の堅持等に関する意見書	○
	Dec-98	自開公県社保	地方事務官制度の廃止に関する要望書	○
	Dec-98	共	消費税減税など景気向上対策を求める意見書	×